

平成 21 年度

包括外部監査の結果報告書

一般会計の債権(県税を含む)および
公営企業会計(医療局)の債権の管理について

平成 22 年 2 月

岩手県包括外部監査人

公認会計士 久保直生

目次

I	外部監査の概要.....	1
1.	外部監査の種類.....	1
2.	選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3.	監査対象期間.....	1
4.	監査対象部局等および債権名称.....	1
5.	特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	2
6.	監査要点.....	3
7.	主な監査手続.....	3
8.	外部監査の実施期間.....	4
9.	補助者.....	4
10.	利害関係.....	4
II	県の債権の状況.....	5
1.	債権の明細について.....	5
2.	収入未済額の明細.....	7
III	岩手県滞納債権対策基本方針.....	11
1.	策定趣旨.....	11
2.	県の債権の状況.....	13
	(1) 県境不法投棄現場再生事業求償金についての概要.....	14
	(2) いわて森のトレー事業に関する補助金返還金についての概要.....	14
3.	平成20年度滞納債権回収強化月間実施概要.....	17
	(1) 実施期間.....	17
	(2) 実施内容.....	17
	(3) 期間中回収実績（過年度収入未済額（滞納繰越）分）.....	18
	(4) 総括.....	19
4.	平成21年度滞納債権回収強化月間について.....	20
5.	監査の結果と意見.....	23
	(1) 各債権の名寄せの検討について（意見）.....	23
	(2) 債権放棄の検討について（意見）.....	23
	(3) 滞納債権回収強化月間の取組み実施結果について（意見）.....	24
	(4) 債権回収部署創設の必要性（意見）.....	24
IV	各債権に関する監査の結果と意見.....	26
1.	県税.....	26

(1) 債権の概要	26
(2) 県税収入の概況	31
(3) 県税収入の税目別内訳	33
(4) 税目別収入未済額（滞納税額）明細表	35
(5) 収入未済額に対する県の対応	36
(6) 債権の状況	37
(7) 市町村および国税局、税務署との連携について	37
(8) 監査の結果と意見	39
2. 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	42
(1) 債権の概要	42
(2) 調定額および未収額の状況	44
(3) 債権の管理方法の概要	44
(4) 監査の結果と意見	44
3. 看護職員修学資金貸付金	45
(1) 債権の概要	45
(2) 調定額および未収額の状況	46
(3) 債権の管理方法の概要	47
(4) 監査の結果と意見	47
4. 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金	49
(1) 債権の概要	49
(2) 調定額および未収額の状況	50
(3) 債権の管理方法の概要	50
(4) 監査の結果と意見	51
5. 生活保護費返還金	52
(1) 債権の概要	52
(2) 生活保護費の給付額	53
(3) 調定額および未収額の状況	53
(4) 債権の管理方法の概要	53
(5) 監査の結果と意見	54
6. 知的障害者援護施設入所者等徴収金	57
(1) 債権の概要	57
(2) 調定額および未収額の状況	58
(3) 債権の管理方法の概要	59
(4) 監査の結果と意見	59
7. 心身障害者扶養共済制度掛金	60
(1) 債権の概要	60

(2) 調定額および未収額の状況.....	61
(3) 債権の管理方法の概要.....	61
(4) 監査の結果と意見.....	61
8. 児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金.....	63
(1) 債権の概要.....	63
(2) 調定額および未収額の状況.....	64
(3) 債権の管理方法の概要.....	65
(4) 監査の結果と意見.....	65
9. 未熟児養育医療自己負担金.....	67
(1) 債権の概要.....	67
(2) 調定額および未収額の状況.....	68
(3) 債権の管理方法の概要.....	68
(4) 監査の結果と意見.....	68
10. 児童扶養手当返還金.....	70
(1) 債権の概要.....	70
(2) 調定額および未収額の状況.....	71
(3) 債権の管理方法の概要.....	71
(4) 監査の結果と意見.....	71
11. 漁港施設占用料.....	73
(1) 債権の概要.....	73
(2) 調定額および未収額の状況.....	74
(3) 監査の結果と意見.....	74
12. 県営住宅使用料、県営住宅駐車場維持管理費、県営住宅違約金、公営住宅敷金等および公営住宅債権管理.....	79
(1) 債権の概要.....	79
(2) 収入未済の状況.....	82
(3) 地域別の入居率（平成21年3月31日現在）.....	82
(4) 滞納者への対応について.....	82
(5) 監査の結果と意見.....	83
13. 県立大学授業料.....	87
(1) 債権の概要.....	87
(2) 調定額および未収額の状況.....	88
(3) 監査の結果と意見.....	89
14. 県立学校授業料.....	90
(1) 債権の概要.....	90
(2) 調定額および未収額の状況.....	91

(3) 監査の結果と意見	92
15. 放置違反金	94
(1) 債権の概要	94
(2) 調定額および未収額の状況	95
(3) 放置駐車事務処理状況	95
(4) 未納者に対する催促方法	95
(5) 監査の結果と意見	96
16. 県立病院診療費	98
(1) 債権の概要	98
(2) 過年度個人未収金の状況	99
(3) 調定額	100
(4) 債権管理と未収金の状況	101
(5) 監査の結果と意見	103
17. 財団法人いわて産業振興センター中心市街地活性化基金貸付金	107
(1) 事業のスキーム	107
(2) 貸付金に基づく基金の状況	107
(3) 中心市街地活性化推進事業実施状況	108
(4) 監査の結果と意見	109

I 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および第 4 項、ならびに岩手県包括外部監査契約書第 7 条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

一般会計の債権(県税を含む)および公営企業会計(医療局)の債権の管理について

3. 監査対象期間

平成 20 年度(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで)

ただし、必要と認めた範囲において平成 19 年度以前の各年度および平成 21 年度の業務についても監査対象とした。

4. 監査対象部局等および債権名称

部局等	室課	債権名称
保健福祉部	保健福祉企画室	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金
	医療国保課	看護職員修学資金貸付金
		理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金
	地域福祉課	生活保護費返還金
	障がい保健福祉課	知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設以外)
知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設) 心身障害者扶養共済制度掛金		
児童家庭課	児童保護委託措置費	
	児童福祉施設入所者等徴収金	
	未熟児養育医療自己負担金	

部局等	室課	債権名称
保健福祉部	児童家庭課	児童扶養手当返還金
農林水産部	漁港漁村課	漁港施設占用料
県土整備部	建築住宅課	県営住宅使用料 県営住宅駐車場維持管理費 県営住宅違約金 公営住宅敷金等 公営住宅債権管理
総務部	総務室	県立大学授業料
教育委員会	教育企画室	県立高等学校授業料
警察本部	交通指導課	放置違反金
医療局	業務課	県立病院診療費
総務部	税務課	県税及び附帯金

5. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

岩手県(以下「県」という。)が有する債権(貸付金、使用料、負担金等)については、県民が公平に負担すべきものであるが、悪質滞納者や支払困難者の存在により、多額の収入未済額が発生し、平成 19 年度決算における岩手県一般会計歳入歳出決算総括表における収入未済額は、県税を含み 98 億 97 百万円に達している。

また、県税収入については、平成 21 年度の一般会計当初予算額 6588 億 37 百万円に対して 1047 億 61 百万円と、歳入予算総額に占める割合は 15.9%となっており、県の自主財源の中心をなしている。しかし、収入未済額のうち県税の収入未済額は、平成 17 年度が 20 億 89 百万円、平成 18 年度が 22 億 11 百万円、平成 19 年度が 27 億 23 百万円と近年増加している。税務に関する行政への県民の信頼を確保し、県税の課税公平性、適正な徴収事務を通じて徴収率向上を目指すことは、県財政の基盤を確固たるものとするための重要課題であり、県民にとっての非常に大きな関心事でもある。

さらに、県においては行財政改革の実行にあたり、平成 19 年度に「岩手県集中改革プログラム」を策定し、そのプログラムの中で、歳入確保の強化を掲げている。そこでは、県民負担の公平性を確保する観点から、県税については課税対象の捕捉や滞納整理の強化を図るほか、県税以外の収入未済金の回収促進などに取り組むとしている。また、そのプログラムの実行の一層の強化を目的として、平成 20 年 5 月に「滞納債権対策関係室課連絡会議」が設置され同年 10 月には、「岩手県滞納債権対策基本方針」を策定し、喫緊の課題である歳入の確保に取り組んでいる。

上記のとおり喫緊の課題として全庁的に取り組んでいる債権管理のうち、平成 19 年度の包括外部監査のテーマに選定された特別会計の債権を除く債権全般について、貸付金については貸付事務を含め、その債権回収手続等管理事務が法令に準拠して適法・適切かつ効率的に実施されていることを検証することは、有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

6. 監査要点

- (1) 制度融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (2) 制度融資以外の融資に関する貸付事務は規則に準拠しているか。
- (3) 債権管理は規則に準拠しているか。また、その管理手続は効率的になされているか。
- (4) 税の賦課が法令等に準拠して行われているか。また、効率的に行われているか。
- (5) 税の賦課が網羅的に行われており、公平性が保たれているか。
- (6) 税の徴収が法令等に準拠して行われているか。また、効率的に行われているか。
- (7) 公営企業会計(医療局)の債権管理が規則に準拠し、効率的に行われているか。
- (8) その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点。

7. 主な監査手続

県庁において、各債権の管理部署より制度趣旨・概要、滞納債権が発生する理由、滞納債権の管理・回収の取組状況および不納欠損処分の実施状況等について説明を受け、必要に応じて広域振興局等の担当箇所へ往査し、契約書等の関係書類の閲覧および広域振興局

等の担当者への質問により、債権管理の妥当性や正当性について検討した。

8. 外部監査の実施期間

平成 21 年 6 月 12 日から平成 22 年 2 月 12 日まで

9. 補助者

公認会計士	黒 野 孝
公認会計士	浦 野 智 明
公認会計士	牧 江 真 弥
会 計 士 補	伊 勢 幸 範
そ の 他	阿 部 祐 基
そ の 他	長 良 敏 希

10. 利害関係

包括外部監査人および補助者は、いずれも包括外部監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係を有していない。

II 県の債権の状況

1. 債権の明細について

県の債権については、貸付金等債権と収入未済額からなる。貸付金等債権については、毎年度に「財産に関する調書」において、債権の明細として公表されている。収入未済額は、調定された歳入額のうち、収入済とならなかった金額である。貸付金等債権の明細において、返済期日が到来し調定がなされたものは、同明細の債権残高から減額され、歳入歳出決算書において調定額として処理され、調定額が収入済とならない金額については、歳入歳出決算書において収入未済額として表示される。したがって、貸付金等債権については、返済期日が到来していない債権残高は、債権明細に表示され、返済期日が到来して未回収の金額は、収入未済額として処理されることになる。

貸付金額	調定額	収入済額(A)	}	広義の「債権」
		収入未済額(B)		
	未調定額	未調定額(C) (償還期限未到来の額)		

$$\text{貸付金額} = (A) + (B) + (C)$$

$$\text{返済額} = (A) \quad \text{滞納額} = (B)$$

$$\text{貸付残高} = (B) + (C)$$

平成 20 年度の一般会計に係る債権は、以下のとおりである。

平成 21 年 3 月 31 日残高(C)は、上記の表の償還期限未到来の額を表し、収入未済額(B)は、滞納債権を表します。その合計額が広義の「債権」となります。

(単位:千円)

貸付金名	平成 20 年 3 月 31 日残高	当期増減額	平成 21 年 3 月 31 日残高 (C)	(参考) 収入未済額 (B)
入居保証金・敷金	122,401	△ 8,253	114,148	0
地域総合整備資金貸付金	829,720	△ 84,777	744,943	0
盛岡・秋田間新幹線直行特 急化事業資金貸付金	1,181,715	△ 462,461	719,254	0
クリーンいわて事業団施設整 備資金貸付金	812,881	△ 214,753	598,128	0
未熟児養育医療自己負担金	0	202	202	864
社会福祉士及び介護福祉士 修学資金貸付金	37,719	△ 7,461	30,258	318
看護職員修学資金貸付金	220,709	△ 16,407	204,302	2,504
理学療法士及び作業療法士 修学資金貸付金	228,345	△ 41,346	186,999	1,361
生活保護費返還金	20,379	△ 844	19,535	65,031
児童扶養手当返還金	16,992	△ 2,057	14,935	9,729
財団法人いわて産業振興セ ンター中心市街地活性化基 金貸付金	1,700,000	0	1,700,000	0
財団法人いわて産業振興セ ンター新産業創造支援資金 貸付金	747,450	△ 747,450	0	0
いわてインキュベーションフ ォンド組成事業貸付金	246,385	△ 2,095	244,290	0
中小企業創造技術研究開発 事業費補助金返還金	27,235	△ 507	26,728	0
緊急雇用対策施設等整備奨 励補助金返還金	4,000	△ 2,000	2,000	0
広域農業開発事業償還金	1,618,118	△ 354,521	1,263,597	0
獣医学生修学資金貸付金	54,123	△ 10,357	43,766	0

貸付金名	平成 20 年 3 月 31 日残高	当期増減額	平成 21 年 3 月 31 日残高 (C)	(参考) 収入未済額 (B)
八幡平温泉施設利用保証金	400	0	400	0
自動車事故損害賠償金	369	△ 300	69	0
私学振興会貸付金	106,604	△ 16,319	90,285	0
学校法人東北文化学園大学 再生債権弁済金	65	△ 32	33	0
高等学校定時制及び通信制 課程修学資金貸付金	140	56	196	0
放置違反金	93	268	361	2,021
計	7,975,843	△ 1,971,414	6,004,429	81,828

(注) 原則として、金額については単位未満を切り捨て、比率については四捨五入している(以下、同様)。

2. 収入未済額の明細

平成 20 年度における収入未済額の内訳および金額は、以下のとおりである。

(単位:千円)

款項目節		内訳	収入未済額	
県税			3,148,229	
分担金及び負担金	負担金	知的障害者福祉	知的障がい者援護施設入所者等負担金 (県立施設以外)	888
		社会福祉施設	知的障がい者援護施設入所者等負担金 (県立施設)	2,444
		児童福祉総務	心身障害者扶養共済制度掛金	1,939
		児童措置	児童福祉施設入所者徴収金(県立施設 以外)	77,045
		児童福祉施設	児童福祉施設入所者徴収金(県立施設)	12,581
		公衆衛生総務	未熟児養育医療自己負担金	864

使用料及び手数料	使用料	児童福祉施設	肢体不自由児施設使用料(施設での医療受診料)	312
		漁港管理	漁港施設占用料	27,049
			レクリエーション等施設使用料	230
		道路維持	道路占用料	26
		河川総務	河川占用料	276
		港湾管理	港湾施設使用料	823
		住宅管理	県営住宅使用料	154,902
			県営住宅駐車場維持管理費(県営住宅駐車場使用料)	6,388
			特定公共賃貸住宅使用料	342
			特定公共賃貸住宅駐車場維持管理費(県営特定公共賃貸住宅駐車場使用料)	30
	高等学校総務	高等学校授業料	13,328	
手数料	児童福祉施設	肢体不自由児施設手数料(施設で発行した診断書料)	3	
財産収入	財産収入	財産売渡収入	物品売払収入、生産物売払収入	938
寄附金	寄附金	衛生寄附金	衛生寄附金	12
諸収入	延滞金等	延滞金	中小企業創造技術研究開発費補助金返還金・違約金	2,086
			放置違反金延滞金	62
		加算金	過少申告加算金、不申告加算金、重加算金	14,181
		過料等	放置違反金	2,021
		民生	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金	318
		衛生	看護職員修学資金貸付金	2,504
	理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金		1,361	
	雑入	違約金及び遅延利息	看護職員修学資金貸付金償還延納利息	203
			理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金償還延納利息	13

		社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金償還延納利息	0
		生活保護費返還金延納利息	8
		児童扶養手当返還金延納利息	1,405
		建設工事違約金	3,288
		延納利息(払込遅延利息)	1,246
		物品納入遅延違反金	21
	総務	県立大学授業料、職員駐車場利用料	5,563
	民生	児童扶養手当返還金	9,729
		生活保護費返還金	65,031
		心身障害者扶養共済返還金	20
		福祉総合相談センター日中一時支援(保護者等給食)	4
		心身障がい児短期入所返還金	9
		特別障害者手当等返還金	213
		ご近所介護ステーション設置支援事業費補助金	5,000
		肢体不自由児施設特定費用	40
	衛生	県境不法投棄現場再生事業交付金	210,481
		ゼロエミッション事業補助金返還金	10,000
		不法投棄求償金(硫酸ピッチ)	8,499
		県境不法投棄現場再生事業求償金	6,857,677
	農林水産業	林業構造改善事業補助金返還金	1,490,371
		工事前金払返納利息	383
		沈没船引き上げ料	672
	商工	緊急雇用対策施設等整備奨励補助金返還金	20,754
		中小企業創造技術研究開発費補助金返還金	4,236
	土木	公営住宅敷金等	242
		公営住宅債権管理	11,966
		工事精算還付金	35

合計		12,178,312
----	--	------------

III 岩手県滞納債権対策基本方針

1. 策定趣旨

県が有する債権(貸付金、使用料、負担金等)については、多くの県民が誠実に支払いをしているものの、支払能力があるにもかかわらず支払いをしていない者(悪質滞納者)や資力が乏しく支払いをすることができない者(支払困難者)がいる等の理由により、多額の収入未済額(滞納債権)が発生している。県民負担は本来公平でなければならないものであり、誠実に支払いをしている県民に不公平感を生じさせないために、滞納に対して厳正に対処しなければならない。

また、平成20年1月に策定した「岩手県集中改革プログラム」においても、歳入確保の強化の一環として、県税の滞納整理等の強化および県税以外の収入未済金の回収促進を図ることが必要とされている。このような経緯から滞納債権全般について全庁的な取組みを行うことにより、債権回収を一層強化していくこととし、県としての基本方針を策定した。県はこの基本方針に基づき、平成20年度より滞納債権回収強化月間を設け、滞納債権の防止に努めている。

選定基準としては、平成18年度決算収入未済額ベースで、次のいずれかの条件に該当するものとしている。

- ・ 件数が10件以上かつその総額が100万円以上の債権
- ・ 件数が10件以上かつ1件あたりの平均額が1万円以上の債権

以下の表は滞納債権回収強化対象債権の一覧である。

所管部局等	所管室課	債権名称
保健福祉部	保健福祉企画室	社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金
	医療国保課	看護職員修学資金貸付金
		理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金
	地域福祉課	生活保護費返還金
	障がい保健福祉課	知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設以外)
		知的障害者援護施設入所者等徴収金(県立施設)

		心身障害者扶養共済制度掛金
	児童家庭課	児童保護委託措置費
		児童福祉施設入所者等徴収金
		未熟児養育医療自己負担金
		児童扶養手当返還金
農林水産部	漁港漁村課	漁港施設占用料
県土整備部	建築住宅課	県営住宅使用料
		県営住宅駐車場維持管理費
		県営住宅違約金
		公営住宅敷金等
		公営住宅債権管理
総務部	総務室	県立大学授業料
教育委員会	教育企画室	県立学校授業料
警察本部	交通指導課	放置違反金
保健福祉部	児童家庭課	母子寡婦福祉資金特別会計
商工労働観光部	経営支援課	中小企業振興資金特別会計
農林水産部	団体指導課	農業改良資金特別会計
		林業改善資金特別会計
医療局	業務課	県立病院診療費

2. 県の債権の状況

平成 17 年度から平成 19 年度にかけての決算収入未済額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
一般会計	5,844,791	7,266,946	9,897,712
①県境不法投棄現場再生事業求償金	1,734,647	3,001,207	4,843,291
②補助金返還金(森のトレー)	1,517,017	1,508,135	1,499,253
③産業廃棄物適正処理推進センター交付金	0	18,865	291,091
④県税	2,089,664	2,211,234	2,723,592
⑤加算金	20,711	32,296	27,874
⑥税外債権(①～③以外)のうち取組みの対象となる債権	482,752	394,944	401,396
⑦税外債権(①～③以外)のうち取組みの対象外となる債権		100,265	111,216
特別会計	1,841,749	1,866,183	1,748,720
取組みの対象となる債権	1,839,005	1,863,252	1,745,021
取組みの対象外となる債権	2,744	2,931	3,699
公営企業会計(県立病院診療費)	454,348	506,285	552,121
計	8,140,889	9,639,414	12,198,553
(取組みの対象となる債権計)	—	2,764,481	2,698,538

平成 19 年度の収入未済額は合計で 121 億 98 百万円である。その内訳としては、県境不法投棄現場再生事業求償金 48 億 43 百万円、補助金返還金(森のトレー)14 億 99 百万円、県税 27 億 23 百万円等が挙げられるが、これら 3 つの債権については個別に取組みが実施されているため、県ではそれ以外の債権 31 億 32 百万円のうち 26 億 98 百万円について滞納債

権回収強化の取組み対象としている。

上記県の債権のうち、特に説明を要する債権の概要は次のとおりである。

(1) 県境不法投棄現場再生事業求償金についての概要

青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事案において、支障の除去を命じられた原因者の講じた措置が十分でないことから、県が代執行に着手し、その費用を債権として原因者に請求するものである。廃棄物処理法によれば、産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われ、生活環境上の支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるとき、知事は、その支障の除去または発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができ、被命令者が期限までに措置を講じない場合などは、自ら当該措置の全部または一部を講じ、その費用を被命令者に負担させることができる。

また、当該費用が納付されない場合は、県は廃棄物処理法が準用する行政代執行法の規定(行政代執行法第5条・第6条)に基づき、国税滞納処分の例によって徴収することができる。

当該債権は国の支援を受けて県が行った代執行に係るものであり、実施計画によれば総額で約220億円を要するものと見込まれている。このため、県は原因者である三栄化学工業株式会社の保有資産の差押、公売等を行うとともに、同社に産業廃棄物を委託した法違反の疑いのある業者に対しても懸命な責任追及を行っているところであり、大規模不法投棄事案に係る債権回収の取組みとしては評価できるものである。しかしながら、回収に至った金額は数億円と債権金額全体に対しては僅少であり、債権が多額になる可能性が高いことから、今後とも債権回収に努めることが望まれる。

(2) いわて森のトレー事業に関する補助金返還金についての概要

いわて森のトレー生産協同組合が、国(林野庁)の林業構造改善事業により木製トレー(皿)製造事業を行い、当該事業に対して、国庫補助金(12億79百万円)と県費嵩上げ分(2億55百万円)を合わせた15億34百万円の間接補助金が県から久慈市を通じて交付された。平成

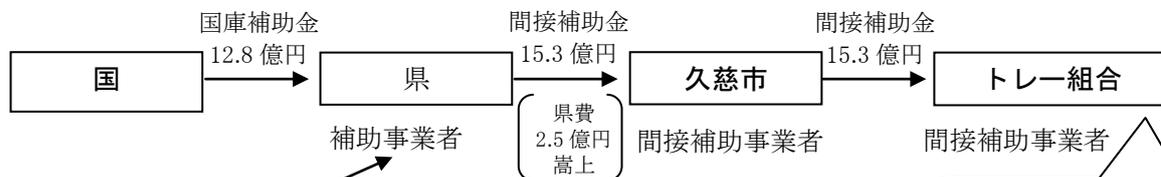
14年度の会計検査院の指摘により国庫補助金全額(12億79百万円)が不当とされたため、その後県が久慈市に対して間接補助金全額の返還を求めたものである。当該事業に関する主要製造設備は同組合がトリニティ工業株式会社から購入したものであるが、当初想定していた生産能力を発揮できず、事業として採算に合うトレーの生産量が確保できなかったため、同組合は結果的に事業継続が困難となり、事業を中断し活動を停止している。

久慈市から県への補助金の返還額は、平成16年10月から平成21年5月までに53百万円あり、県の久慈市に対する当該債権額(滞納債権額)は平成21年5月末現在で14億81百万円となっている。

なお、平成16年3月に同組合はトリニティ工業株式会社に対して債務不履行による損害賠償請求訴訟を提起し現在係争中であり、久慈市も当該訴訟の同組合側に補助参加し、県は当該訴訟について同組合および久慈市を支援している。当該訴訟については平成16年5月および7月に口頭弁論が開かれて以降、弁論準備手続きに移っていたが、平成21年12月に口頭弁論が再開され、証人尋問が実施された(次回の口頭弁論は平成22年5月に予定されている。)

県では、当該訴訟により同組合・久慈市が受け取る損害賠償金をもって滞納債権を回収することを予定している。

【事業実施】(林業構造改善事業)平成 10 年度～14 年度

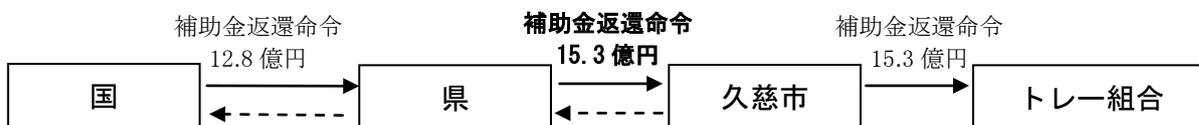


【会計検査院の指摘】平成 14 年度

会計検査院による指摘
国庫補助金全額 1,279,104 千円が不当

トレー製造設備整備
 ⇒ 操作を行うが設備の不具合から事業中断

【補助金返還】平成 16 年 3 月～



【国への補助金返還】

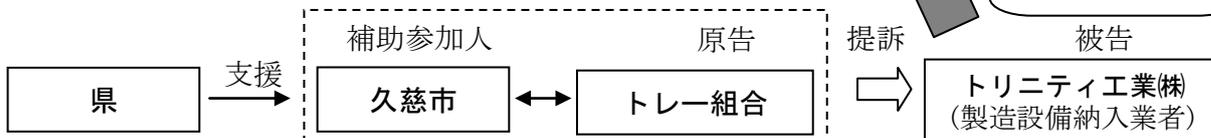
平成 16 年 3 月 1/3 先行返還 426,368 千円…①
 平成 20 年度～21 年度残額返還 計 568,491 千円
未返還額 284,245 千円 (平成 22 年度返還予定)

【県への補助金返還】

平成 16 年度～21 年度 53,296 千円返還
 (① の 1/8 相当額)

未返還額 1,481,489 千円 … 県の滞納債権

【損害賠償請求訴訟による補助金返還金回収】平成 16 年 3 月～



損害賠償請求額 2,547,615 千円

訴訟の賠償金により返還金を回収

3. 平成 20 年度滞納債権回収強化月間実施概要

県が平成 20 年 11 月から 12 月にかけて実施した滞納債権回収強化月間における実績は以下のとおりである。

(1) 実施期間

平成 20 年 11 月 1 日(土)～平成 20 年 12 月 31 日(水)

(2) 実施内容

① 書面による催告等 14,330 件

【主なもの】

債権の名称等	所管室課名	件数(件)
県営住宅使用料、駐車場維持管理費	県土整備部建築住宅課	6,852
児童保護委託措置費、児童福祉施設入所者等徴収金	保健福祉部児童家庭課	2,225
県立病院診療費	医療局業務課	2,026
県立学校授業料	教育委員会事務局教育企画室	1,709
母子寡婦福祉資金特別会計	保健福祉部児童家庭課	1,259

(注) 県営住宅使用料、駐車場維持管理費の催告等 6,852 件のうち、4,409 件については、滞納時の早期相談等呼びかけるチラシを各戸配布したものである。

② 訪問・電話による催告 17,053 件

【主なもの】

債権の名称等	所管室課名	件数(件)	【訪問】	【電話】
県立病院診療費	医療局業務課	14,254	2,690	11,564
母子寡婦福祉資金特別会計	保健福祉部児童家庭課	968	490	478

県立学校授業料	教育委員会事務局教育企画室	1,022	(内訳不明)	
県営住宅使用料、駐車場維持管理費	県土整備部建築住宅課	396	383	13

③ その他(上記以外の主な実施事項)

債権の名称等	所管室課名	実施内容
県立学校授業料	教育委員会事務局教育企画室	三者面談等(184件)
母子寡婦福祉資金特別会計	保健福祉部児童家庭課	呼出し(54件)
放置違反金	警察本部交通部交通指導課	所在調査(12件) 滞納処分(4件)
中小企業振興資金特別会計	商工労働観光部経営支援課	保証人連絡会議(3件)
県営住宅使用料、駐車場維持管理費	県土整備部建築住宅課	強制執行による明渡し(2件)

(3) 期間中回収実績(過年度収入未済額(滞納繰越)分)

期間中回収実績		(前年度同期)		対前年度増減		対前年度比	
件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数 (件)	金額 (千円)	件数比	金額比
3,795	58,426	3,154	54,664	641	3,762	120%	107%

【件数が増加した主なもの】

債権の名称等	所管室課名	期間中回収実績		対前年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	増加 件数 (件)	比率
県立病院診療費	医療局業務課	2,376	21,957	309	115%

母子寡婦福祉資金特別 会計	保健福祉部児童家庭課	705	4,009	187	136%
県営住宅使用料	県土整備部建築住宅課	309	6,858	19	107%

【金額が増加した主なもの】

債権の名称等	所管室課名	期間中回収実績		対前年度	
		件数 (件)	金額 (千円)	増加 金額 (千円)	比率
林業改善資金特別会計	農林水産部団体指導課	26	7,201	6,933	2687%
沿岸漁業改善資金特別 会計	農林水産部団体指導課	6	3,918	3,918	(前年度 なし)
県営住宅使用料	県土整備部建築住宅課	309	6,858	1,511	128%
母子寡婦福祉資金特別 会計	保健福祉部児童家庭課	705	4,009	829	126%
農業改良資金特別会計	農林水産部団体指導課	20	2,542	667	136%
県立学校授業料	教育委員会事務局教育 企画室	92	1,398	521	159%

(注) 沿岸漁業改善資金特別会計は、岩手県滞納債権対策基本方針の対象外だが、同様の取組みを行ったものである。

(4) 総括

① 結果の概要

A.回収件数

- ・ 回収件数は、全体として前年度同期を上回った。
- ・ 債権別では、回収件数が前年度同期を上回ったものが大半(15債権)であり、前年度同期を下回ったものは一部に留まった(4債権)。

- ・ 期間中回収件数が 100 件以上の債権(県立病院診療費、母子寡婦福祉資金特別会計、県営住宅使用料)については、全て回収件数が前年度同期を上回っている。

B.回収金額

- ・ 回収金額は、総額として前年度同期を上回った。
- ・ 債権別では、回収金額が前年度同期を上回ったものが多かったが(13 債権)、回収金額が前年度同期を下回ったものも見られた(7 債権)。
- ・ 期間中回収金額が 100 万円以上のもの(9 債権)のうち 7 債権(県立病院診療費、林業改善資金特別会計、県営住宅使用料、母子寡婦福祉資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計、農業改良資金特別会計、県立学校授業料)は、回収金額が前年度同期を上回っている。

② 分析

- ・ 前年度同期と比較して、回収金額および回収件数に増加が見られたことから、強化月間の取組みに一定の効果があったものと考えられる。
- ・ 回収件数または回収金額の増加が顕著であったものについては、滞納者又は連帯保証人等への文書送付や接触を積極的に実施したことが、結果に繋がったものと考えられる。
- ・ 期間を定めて組織的な取組みを集中的に行ったことにより、債務者に対するアピールのほか、債権関係業務に従事する職員に対する意識づけにも繋がったものと考えられる。

4. 平成 21 年度滞納債権回収強化月間について

平成 20 年度の滞納債権回収強化月間を踏まえて平成 21 年度に取り組んだ内容は以下のとおりである。平成 21 年度は、特に直接収納、書面・訪問・電話による催告に力点を置いてい

る。

県の平成 21 年度の滞納債権回収強化月間は、5 月および 11 月から 12 月にかけての年 2 回実施されており、下記の内容は 2 回目の実施方針を抜粋したものである。

1 趣旨

岩手県滞納債権対策基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、本年度における標記強化月間(以下「強化月間」という。)を以下のとおり実施しようとするものである。

2 期間

平成 21 年 11 月 1 日(日)～平成 21 年 12 月 31 日(木)

(始期から終期まで切れ目なく行うものとする趣旨ではなく、この期間内において他業務等との兼ね合いを見ながら、各機関において適宜実施するという趣旨である。)

3 内容

滞納債権対策関係室課連絡会議の対象室課が、上記期間中に、概ね以下に掲げる取組みを(出先機関等を通じて)集中的に行うものとする。

ただし、実施が適当でないと認められる相当な理由がある場合(例えば、債務者等と頻繁に接触している場合、直近で同種の取組みを実施済であるため内容が重複する場合等)には、取組みの全部又は一部を実施しないことができる。

(1) 直接収納

平成 20 年度において、一部室課の所掌に係る債権について直接収納できるよう関係例規の改正その他所要の制度整備を行い、直接収納の対象範囲の拡大を図ったことから、現金取扱員による直接収納を積極的に行い、たとえ少額でもその場で徴収する。また、直接収納の際、県に対する複数の債務の存在が明らかとなった場合には、速やかに各所管室課等(県税を除く。)へ連絡し、今後の対応に関する調整を行うものとし、同一債務者に対して複数の室課等が個別に訪問すること等による不合理や過剰な心理的圧迫を避ける。

(2) 書面による催告等

① 共通催告書

債務者に対して、強化月間専用の共通催告書(チラシ風の書式を管財課で作成。各室課において適宜修正可。)を送付する。内容は概ね以下のとおり。

- ・強化月間実施中
- ・基本方針策定
- ・出張収納の対象範囲拡大
- ・悪質滞納者への法的手続き強化
- ・支払困難者からの相談受付
- ・訪問する可能性がある旨予告

② (悪質滞納者あて) 法的措置予告書

債務者のうち各室課が悪質と考える者に対しては、上記①によらず、法的措置(滞納処分又は支払督促の申立て)に係る予告書(書式は管財課で作成)を送付する。

③ 督促状

督促(地方自治法の規定により時効中断の効力を有する 1 回目の督促)が未了の場合にあっては、上記①および②によらず、債権管理規則に基づき督促状(共通催告書を添付)を送付する。

(3) 訪問・電話による催告

① 訪問(直接収納を除く。)

債務者等の在宅時間(8:00～21:00)に自宅を訪問し、共通催告書を手交して支払いをお願いするほか、支払相談(支払計画の策定を見据えた資力確認(勤務先・経済状況等の確認)を含む)に応じる。

また、訪問の際、県に対する複数の債務の存在が明らかとなった場合には、出張収納の場合と同様の取扱とする。

なお、訪問の実施にあたっては、可能な限り管理職(総括課長級職員等)が同行するなど、組織としての対応を債務者等に印象づけるよう努める。

② 電話

債務者等が県外にいる等の理由により訪問が困難な場合には、電話による催告等を行う。

(4) その他

期間中に各室課がそれぞれの室課別取組事項等に基づいて行う取組みについても、強化月間の取組みに位置づけるものとする。

4 結果報告

強化月間終了後、平成 22 年 1 月 25 日(月)までに実施状況について管財課へ報告するものとする。

5 その他

パブリシティを活用し、県民へ周知する。

5. 監査の結果と意見

(1) 各債権の名寄せの検討について(意見)

県が保有する収入未済債権の対象者(債務者)においては、複数の部局にまたがっている者が存在する。県は現状、当該状況について債務者からの相談等によって把握しているのみで積極的な調査は行っていない。確かに、個人情報保護法等の制約はあるが、効率的な債権回収を実施するためにも各部局で情報交換を行い、部局にまたがる債務者についてはそれぞれの部局の担当者が別々に訪問等するのではなく、県を代表する者が回収業務に当たることが効率的と考える。

(2) 債権放棄の検討について(意見)

県が保有する債権のなかには、時効期間は経過しているが時効が援用されないため不納欠損処理ができず長期間にわたって繰越調定されている私債権が存在する。このような債権の回収率は非常に低く、また、管理コストもかかることから、一定の要件をもって債権放棄等を行えるようにし、債権管理の合理化・効率化を図る必要がある。なお、債権放棄等をする場合の一定の要件については、各部局である程度統一的なものとする必要があると考えられるため、管財課を中心にガイドライン等を制定することが望まれる。

(3) 滞納債権回収強化月間の取組み実施結果について(意見)

平成 20 年度(実施期間 11 月～12 月)の回収実績は以下のとおりである。

期間中回収実績		対前年度比	
件数(件)	金額(千円)	件数比	金額比
3,795	58,426	120%	107%

また、平成 21 年度第 1 回(実施期間 5 月)の回収実績は以下のとおりである。

期間中回収実績		対前年度比	
件数(件)	金額(千円)	件数比	金額比
4,510	119,206	114%	123%

このように、前年度と比較して回収件数、回収金額ともに増加していることから、滞納債権回収強化月間の取組みには一定の効果があり、評価できる内容といえる。しかし、回収金額と比較して依然として多額の収入未済額が残存している現状を見ると、より一層の回収努力が必要と考える。今後、収入未済額を減少させるために部局ごとに具体的な回収金額等の数値目標を定め計画的に回収を図る必要があると考える。

また、現状の取組み分析においては、どのような回収方法を何回実施したかを記載しているのみで十分と言えないため、今後は債権ごとにどのような回収方法を採用すれば効果的に回収できるかを検討し、より効率的に債権回収を実施する必要があると考える。なお、効果的、効率的な債権回収を図るための検討自体は、平成 21 年 5 月に実施した強化月間の結果を踏まえ、8 月に滞納債権対策関係室課連絡会議で一部実施している。

(4) 債権回収部署創設の必要性(意見)

県が保有する債権の回収業務は、基本的には各部局の担当職員が実施し、一部の債権については指定管理者や外部委託しているサービサーがその任務を担っている。しかし、債権が発生してから長期間経過し、回収が進まず収入未済の状態が継続している債権も散見され

る。この理由としては、各部局の担当職員が原則として債権回収業務に特化しているわけではなく、他の業務を抱えながら任務にあたっていること、また回収専門業者と比較して回収のノウハウが乏しいこと等が挙げられる。したがって、回収専門部署を創設し、より効果的、効率的に債権を回収することが望まれる。

また、(1)の各債権の名寄せの検討についての個所でも記載したとおり、複数の部署にまたがる債務者については、個々の部局の担当職員が別々に債権を回収するより、専門部署の担当者が県の債権を統括して回収する方が効率的であると考えられる。

IV 各債権に関する監査の結果と意見

1. 県税

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)

岩手県県税条例(昭和 29 年条例第 22 号)

国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)

国税犯則取締法(明治 33 年法律第 67 号)

② 制度の概要

地方税法第 2 条の規定により、地方団体は、地方税法の定めるところによって地方税を賦課徴収することができるものとされている。

A. 地方税の分類

地方税法第 4 条の規定により、税目を普通税と目的税とに区分している。ここに、普通税とは、その用途が特定されておらず、一般的経費に充てることができるものをいい、目的税とは、用途が特定されているものをいう。

さらに、税金は一般的に直接税と間接税とに区分される。ここに、直接税とは、税を負担する担税者と納税を行う納税者が同一であるものをいい、間接税とは、担税者と納税者が異なるものをいう。

県税を上記の区分によりまとめると、以下のとおりとなる。

税目	普通税か 目的税か	直接税か 間接税か	内容
県民税			
均等割	普通税	直接税	法人、個人を問わず、均等の額によって課される税金である。
いわての 森林づくり	普通税	直接税	水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益等機能の維持増進および持続的

県民税(*1)			な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため県民税均等割の超過課税として課される税金である。
所得割	普通税	直接税	個人の前年の所得に対して課される税金である。
法人税割	普通税	直接税	法人の法人税額又は個別帰属法人税額に対して課される税金である。
利子割	普通税	直接税	法人、個人を問わず、公社債や預貯金等の利子等の額に対して課される税金である。
配当割	普通税	直接税	個人の支払いを受ける一定の上場株式等に係る配当等の額に対して課される税金である。
株式等 譲渡所得割	普通税	直接税	個人の源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に対して課される税金である。
個人の事業税	普通税	直接税	県内に事務所または事業所があり、事業を行う個人の前年の所得に対して課される税金である。
法人の事業税			
付加価値割	普通税	直接税	法人の各事業年度の支払給与、支払利子等の付加価値額に対して課される税金である。
資本割	普通税	直接税	法人の各事業年度の資本金等の額に対して課される税金である。
所得割	普通税	直接税	法人の各事業年度の所得および清算所得に対して課される税金である。
収入割	普通税	直接税	電気供給業、ガス供給業または保険業を営む法人の各事業年度の当該事業に係る収入金額に対して課される税金である。
地方消費税			
譲渡割	普通税	間接税	消費税法に規定する課税資産の譲渡等に係る消費税額から仕入等に係る消費税額を控除した消費税額に対して課される税金である。
貨物割	普通税	間接税	消費税法に規定する課税貨物に係る消費税額に対して課される税金である。
不動産取得税	普通税	間接税	家屋の新築、増改築、土地や家屋の売買、交換、贈与などにより取得した不動産

			の価格に対して課される税金である。
県たばこ税	普通税	間接税	売渡し等に係る製造たばこの本数に対して課される税金である。
ゴルフ場利用税	普通税	間接税	ゴルフ場の利用に対して一定額によって課される税金である。
自動車取得税	普通税	間接税	自動車の取得価額に対して課される税金である。
軽油引取税	普通税	間接税	軽油の引取りにおいて現実の納入を伴う軽油の数量に対して課される税金である。
自動車税	普通税	直接税	自動車の所有者に対し自動車の種別、排気量に応じて課される税金である。
鉱区税	普通税	直接税	金、銅、鉄、石灰石、硫黄などの鉱区の面積等に対して課される税金である。
狩猟税	目的税	直接税	鳥獣の保護および狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるために、狩猟の登録を受ける者に対してその免許区分に応じて課される税金である。
産業廃棄物税(*2)	目的税	直接税	産業廃棄物の抑制、減量化、再生利用などの費用に充てるために、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量に応じて課される税金である。

(*1) いわたの森林づくり県民税とは、県民税均等割の税率の特例として課するものである。税率は以下のとおりである。

区分	税率	
個人	1,000 円	
法人	資本金等の額	
	50 億円を超える法人	年 80,000 円
	10 億円を超え 50 億円以下の法人	年 54,000 円
	1 億円を超え 10 億円以下の法人	年 13,000 円
	1 千万円を超え 1 億円以下の法人	年 5,000 円
	上記以外の法人	年 2,000 円

(*2) 産業廃棄物税とは、地方税法第 4 条第 6 項の規定に基づき、法定外目的税として、岩手県産業廃棄物条例を定め、県が独自に課税を行っているものである。

B.税額の確定の方法

税額の確定の方法は以下のとおり区分することができる。

	内容	税目
申告納税方式	納税義務者または特別徴収義務者が自ら納税すべき額を計算し、申告することにより、税額が確定する方法である。	法人県民税、法人の事業税、地方消費税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税、産業廃棄物税、自動車税(*1)、自動車取得税
賦課課税方式	県が課税の対象を把握し、納税告知により税額が確定する方法である。	個人県民税(*2)、個人の事業税、不動産取得税、自動車税、鉦区税

(*1) 自動車税の月割課税については、自動車取得税と併せて申告納税する。

(*2) 個人県民税の賦課徴収は、地方税法により市町村に委任されている。

③ 債務者

県税における納税の方法は以下のとおり区分することができる。債権の対象者(債務者)は、特別徴収の方法により徴収を行う税目については特別徴収義務者であり、他の税目については納税義務者である。

	内容	税目
申告納付	納税者がその納付すべき県税の課税標準額および税額を申告し、納税する方法である。	法人県民税法人税割、法人県民税均等割、法人の事業税、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税(*1)、産業廃棄物税(*2)、自動車税(*4)
普通徴収	県が納税者に納税通知書を交付することによって徴収する方法である。	個人県民税所得割(*3)、個人県民税均等割(*3)、個人の事業税、不動産取得税、自動車税(*4)、鉦区税
特別徴収	県税の徴収について、便宜を有するものを特別徴収義務者として指定し、その者に納税義務者から税金を徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させる方法である。なお、特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額および税額を申告し、およびその申告した税金を納入することを申告納入という。	個人県民税所得割(*3)、個人県民税均等割(*3)、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税(*1)、産業廃棄物税(*2)

証紙徴収	県が納税通知書を交付しないでその発行する証紙をもって県税を払い込む方法である。	自動車税(*4)、自動車取得税、狩猟税
------	---	---------------------

(*1) 軽油引取税については、原則として特別徴収の方法によるが、特別徴収義務者の自家消費分等については申告納付の方法による。

(*2) 産業廃棄物税については、排出事業者または中間処理業者が最終処分業者に処分を委託する場合については特別徴収の方法によるが、自らが最終処分業者となる場合については申告納付の方法による。

(*3) 個人県民税所得割および個人県民税均等割については、原則として賦課徴収の事務を市町村が行う。また、徴収方法としては、普通徴収によるほか、給与や公的年金等からの特別徴収による。

(*4) 自動車税については、原則として普通徴収の方法によるが、新規登録の申請があった自動車に係る自動車税の徴収については証紙徴収の方法による。

④ 返済猶予・免除等

A. 災害等による減免

B. 産業振興にかかる減免

C. 自動車税、自動車取得税の減免

D. 特定非営利活動法人(NPO)に対する県税の優遇措置

E. 軽油引取税の課税免除

以上のような制度がある。

(2) 県税収入の概況

① 歳入総額に占める県税額

最近5年間の県税収入済額および歳入総額に占める割合は以下のとおりである。

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
県税収入済額(A)	109,273	109,034	114,615	129,386	124,224
歳入総額(B)	798,670	768,309	776,629	731,099	683,463
割合(A)／(B)	13.7%	14.2%	14.8%	17.7%	18.2%

上記のとおり、これまでは企業収益が比較的堅調であったことや、平成19年度における税制改正による所得税から個人住民税への税源移譲の動きがあったことにより、県税収入の額や歳入総額に占める割合は高い伸びを示してきた。

しかし、県税収入は、企業業績や景気の動向に左右されやすい不安定な構造であり、米国のサブプライムローン問題に端を発する昨今の金融危機の影響あるいは円高基調の状況の中で、企業収益が急激に落ち込んだことにより、平成20年度においては、県税収入は減少している。なお、県税収入済額の歳入総額に占める割合が、18.2%と増加しているが、これは、主として県債発行を削減したことによる歳入総額の減少率の方が県税収入の減少率より大きいためである。

今後、県税収入の短期的な回復は望めない状況にあり、従来のように増収傾向が継続することは見込み難い。また、平成20年度税制改正において法人事業税の約半分を国税である地方法人特別税として分離し、その税収を人口と従業員数を基準に地方法人特別譲与税として都道府県に再配分する仕組みが導入されたことは、税収偏在を是正する機能としては一定の効果を発揮するものの、昨年度の急激な景気後退による税収の減少により、その効果は当初の期待を大幅に下回るものとなっている。

こうした状況の中、県財政が、弾力的で強靱な財務体質を確立し、膨大な財政需要に応えていくために、歳入の根幹をなす県税徴収の重要性は一段と高まってきている。

参考:岩手県一般会計歳入額明細表

(単位:百万円)

項目	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	歳入額	構成 比 (%)	歳入額	構成 比 (%)	歳入額	構成 比 (%)
県 税	114,615	14.7	129,386	17.7	124,224	18.2
地方消費税清算金	26,486	3.4	26,036	3.6	24,238	3.5
地方譲与税	27,038	3.5	4,571	0.6	4,186	0.6
地方特例交付金	655	0.1	993	0.1	2,315	0.3
地方交付税	239,981	30.9	237,083	32.4	231,009	33.8
交通安全対策交付金	633	0.1	621	0.1	557	0.1
分担金及び負担金	5,020	0.6	4,292	0.6	4,431	0.7
使用料及び手数料	9,147	1.2	8,683	1.2	8,401	1.2
国庫支出金	88,748	11.4	85,225	11.7	97,560	14.3
財産収入	2,401	0.3	1,627	0.2	1,289	0.2
寄附金	537	0.1	73	0.0	285	0.0
繰入金	46,233	6.0	17,396	2.4	7,302	1.1
繰越金	12,409	1.6	9,106	1.2	9,873	1.4
諸収入	76,941	9.9	70,050	9.6	76,443	11.2
県 債	125,776	16.2	135,895	18.6	91,345	13.4
歳入合計	776,629	100.0	731,099	100.0	683,463	100.0

(3) 県税収入の税目別内訳

県税収入の税目別内訳は次のとおりである。

(単位:百万円)

税目		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		
		税額	構成比 (%)	税額	構成比 (%)	税額	構成比 (%)	
県 民 税	個	均等割・所得割	17,712		31,999		33,503	
	人	配 当 割	378		464		173	
		株 式 等	221		199		51	
	民	譲 渡 所 得 割						
		計	18,313		32,662		33,728	
	法 人 県 民 税	6,024		6,398		5,898		
	利 子 割	771		981		1,036		
	小計	25,108	21.9	40,043	31.0	40,663	32.7	
事 業 税	個 人 事 業 税	1,010		1,014		1,037		
	法 人 事 業 税	28,758		29,707		27,717		
	小計	29,768	26.0	30,721	23.7	28,754	23.2	
地 方 消 費 税	譲 渡 割	11,987		11,502		11,341		
	貨 物 割	111		128		105		
	小計	12,099	10.6	11,630	9.0	11,446	9.2	
不 動 産 取 得 税		3,260	2.8	3,230	2.5	2,977	2.4	
県 た ば こ 税		2,689	2.4	2,669	2.1	2,522	2.0	
ゴ ル フ 場 利 用 税		397	0.4	371	0.3	356	0.3	
自 動 車 税		19,983	17.4	19,697	15.2	19,142	15.4	
鉦 区 税		18	0.0	20	0.0	19	0.0	
自 動 車 取 得 税		3,948	3.4	3,764	2.9	3,247	2.6	

軽油引取税	17,189	15.0	17,100	13.2	14,977	12.1
狩猟税	56	0.0	53	0.0	49	0.0
産業廃棄物税	93	0.1	83	0.1	67	0.1
特別地方消費税	1	0.0	0	0.0	0	0.0
県税総額	114,615	100.0	129,386	100.0	124,224	100.0

(4) 税目別収入未済額(滞納税額)明細表

県税の収入未済額を税目別および現年課税分・滞納繰越分に分けると以下のとおりである。

(単位:千円)

税目		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	
県 民 税	個人県民税	現年課税分	350,407	808,734	859,912
		滞納繰越分	789,793	816,755	1,129,401
		計	1,140,200	1,625,489	1,989,313
	法人県民税	現年課税分	21,858	20,126	21,062
		滞納繰越分	17,766	22,562	15,371
		計	39,624	42,688	36,433
小計		1,179,825	1,668,178	2,025,747	
事 業 税	個人事業税	現年課税分	22,606	30,112	38,340
		滞納繰越分	72,578	63,948	64,024
		計	95,184	94,060	102,364
	法人事業税	現年課税分	62,617	46,783	43,895
		滞納繰越分	29,034	52,487	22,071
		計	91,652	99,270	65,967
小計		186,837	193,331	168,331	
不 動 産 取 得 税		現年課税分	59,944	141,440	286,829
		滞納繰越分	93,416	96,738	76,827
		計	153,360	238,178	363,656
県 た ば こ 税		現年課税分	4	4	0
ゴ ル フ 場 利 用 税		現年課税分	0	762	11,717
自 動 車 税		現年課税分	159,343	136,208	139,611
		滞納繰越分	221,751	184,205	174,312
		計	381,094	320,413	313,924
鉦 区 税			2,588	795	360
軽 油 引 取 税		現年課税分	290,422	286,831	258,323
		滞納繰越分	8,939	8,716	1,513
		計	299,361	295,547	259,836
旧法に よる税	特別地方消費 税		8,160	6,378	4,653
県税総額			2,211,233	2,723,591	3,148,229

(5) 収入未済額に対する県の対応

平成20年度末の県税収入未済額31億4822万円のうち、直接の徴収業務を市町村が行う個人県民税19億8931万円を除いた11億5891万円に対する県の対応は以下のとおりである。

(単位:千円)

税目	財産差押	徴収猶予	換価猶予	執行停止	交付要求 (*2)	分納誓約	その他 (*3)	合計
法人県民税	1,785	365	24	1,467	3,661	3,498	25,630	36,433
個人事業税	11,531	0	480	15,238	535	6,934	67,644	102,364
法人事業税	2,944	2,103	1,168	7,093	987	13,704	37,964	65,967
不動産取得税	218,792	10,979	28,657	2,986	26,813	5,544	69,883	363,656
ゴルフ場利用税	8,525	0	0	0	0	0	3,192	11,717
自動車税	28,277	414	51	15,242	8,967	42,162	218,808	313,924
鉦区税	0	0	0	0	0	0	360	360
軽油引取税	563	252,192 (*1)	2,315	0	3,814	832	117	259,836
特別地方消費税	977	0	0	2,550	7	0	1,118	4,653
合計	273,398	266,055	32,698	44,579	44,785	72,677	424,720	1,158,915

(*1) 平成21年3月31日が申告納入期限のものうち、売掛金に係る2ヶ月間の徴収猶予期間の末日が日曜日であったため、平成20年度では収入未済となり、翌年度収入となったものである。

(*2) 参加差押も含む金額である。

(*3) 納税交渉を進めているものの滞納処分等に至っていない金額である。

(6) 債権の状況

① 調定額および未収額の状況

(単位:百万円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	114,951	967	130,136	1,471	124,969	1,659
滞納繰越分	2,031	1,243	2,158	1,252	2,616	1,488
計	116,983	2,211	132,295	2,723	127,586	3,148

② 不納欠損処分額の状況

(単位:千円)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
年度別の内訳	平成 17 年度以前	154,995	157,096	145,975
	平成 18 年度	2,095	16,934	45,223
	平成 19 年度	-	11,232	19,384
	平成 20 年度	-	-	3,399
計		157,090	185,263	213,982

(7) 市町村および国税局、税務署との連携について

県税には、下表に示すとおり、国税の課税標準額や税額または市町村税の課税資料を使用して、その課税標準額や税額を計算する税目がある。

税目	関連する他の税目	内容
個人県民税所得割	個人市町村民税所得割 所得税	個人県民税所得割は、課税標準の算出方法が個人市町村民税と同様であり、また計算の仕組みは国税である所得税とほぼ同様である。

個人県民税配当割	所得税	個人県民税配当割の課税標準は、支払いを受けるべき特定配当等の額であり、その特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定される。
個人県民税株式等譲渡所得割	所得税	個人県民税株式等譲渡所得割の課税標準は、株式等譲渡所得の金額であり、その金額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定される。
個人事業税	所得税	個人事業税の課税標準は、原則として、所得税の課税標準である所得につき適用される不動産所得および事業所得の計算の例によって算定される。
法人県民税法人税割	法人税	法人県民税法人税割の課税標準は、原則として、法人税法その他の法人税に関する法令の規定によって計算した法人税額である。
法人事業税所得割	法人税	法人事業税所得割の課税標準は、各事業年度の所得であり、原則として、法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定される。
地方消費税	消費税	地方消費税の課税標準は、消費税法の規定によって計算される消費税額である。
不動産取得税	固定資産税	不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価格であるが、その価格は、固定資産課税台帳に登録されている価格であることが多い。
県たばこ税	市町村たばこ税	県たばこ税と市町村たばこ税は、税率が異なるのみであって、納税義務者、課税標準および徴

		収の方法は同様である。
--	--	-------------

現在、仙台国税局から磁気テープで都道府県に提供されている所得税データについては、平成23年1月からエルタックス経由で国税庁から都道府県および市町村に提供される予定となっており、国税とのデータの連携が広がるものと期待され、県の業務の効率化が図れると考えられる。しかし、現状の所得税申告では紙媒体で提出されるものにおける欄違い記入が多く、国税から提供されるデータの信頼性が100%ではない。よって、県側で調査を行わず、そのままシステムへ取り込むのは難しく、税務署調査後に調査内容に合わせて電子データを修正し、電子データでシステムへ取り込むことができる仕組みを検討している。

(8) 監査の結果と意見

① 税務職員に対する研修制度について(意見)

研修	内容
県が実施する不動産取得税研修	家屋の評価の方法や課税客体の把握が困難であることから、研修を実施している。
県が実施する軽油引取税研修	不正軽油の防止などの観点から、調査の情報交換や事例研究等を行っている。
県が実施する事業税研修	税制改正が頻繁に行われ、また未申告法人や未届法人の解消を図る観点から質疑事項を検討している。
全国地方税務協議会が実施する研修会	県から2名を派遣し、税務職員の知識の向上と自治体相互の情報交換等を目的として開催されている。

県は、税務職員に対して研修を実施するだけでなく、税務職員の知識の底上げを図る目的で全国地方税務協議会が実施する研修会にも職員を派遣している。しかし、その研修会に参加した職員から、他の職員に対して知識のフィードバックが行われていない。

課税の業務を効率的に実施するためには、職員全体の知識の向上が欠かせない。したがって、たとえば同協議会が実施する研修会に参加した職員が、他の職員に対して、同研修会の内容についての研修を行うか、あるいは、その内容を電子メール等の手段を利用して回覧するなど、研修内容のフィードバックが行われるような仕組みを構築すべきである。

② 滞納処分の執行停止を判断するための財産調査について(意見)

不動産業を営む A 社は、平成 18 年度および平成 20 年度の法人県民税ならびに法人事業税を合計 32,227 千円(加えて、この他に平成 18 年度の延滞金 174 千円および加算金 9,746 千円がある。)滞納している。これは A 社が平成 13 年 2 月期から平成 17 年 2 月期までの 5 事業年度分について国の税務調査により、平成 18 年度に更正処分を受けた結果であり、現在 A 社は仙台地方裁判所に提訴中である。

A 社の営業状況は更正処分以降実質的な活動がないようであるが、県はその後宅地建物取引業弁済業務保証金分担金の返還請求権および預金を差し押さえしている。平成 21 年 3 月、これ以上の差押え可能財産はないものと判断し、県は滞納処分の執行停止および不納欠損処分を実施している。

ところで、平成 20 年 2 月期の A 社法人税確定申告書の有価証券欄に「甲生命保険(株)4 口 1,080,000 円」と記載があることから、県は平成 20 年 8 月に甲生命保険株式会社営業支所へ生命保険照会を実施し、生命保険契約がない旨の回答を得ている。

しかしながら、当該有価証券の記載は A 社が甲生命保険株式会社の株式を 4 株保有していることを意味していると思われる。よって、県は甲生命保険へ株式保有照会を実施し、A 社が照会時まで甲生命保険の普通株式を有しているときは、同株式 4 株を差押えし、換価のうえ、配当残額を地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号により執行停止し、同条第 5 項により不納欠損すべきであった。

③ 滞納者に関する相続人の相続放棄について(意見)

運送業を営んでいた個人 C は平成 15 年度の個人事業税 276 千円を滞納している。運送業を止めてからは、体調を崩したこともあり子供が代わりに分割納付していたが、平成 20 年 5 月 C が死亡したことを県は同年 6 月になって確認した。

そこで県は、第 1 順位の相続人と納税交渉を行い、子供全員(配偶者は既に他界)が相続放棄をしたことを平成 20 年 9 月に確認し、残余財産が極めて僅少のため滞納処分の執行停止および不納欠損処分を行った。

しかし、C には兄弟があり、子供全員が相続放棄した結果、第 3 順位の相続人として兄弟が C の債権・債務を含む一切の財産を相続することとなった。県がこの事実に気がついていたのが、滞納処分の執行停止および不納欠損処分を行った後であった。第 1 順位の相続人が相続放棄しているため、限りなく他の相続人も相続放棄すると考えられ、当ケースにおいても第 3 順位の相続人が相続放棄しており、結果的に不納欠損処理は妥当と考えられる。しかし、不納欠損処分は地方税法第 15 条の 7 による法定の手続きであるため、厳格に行われるべきであり、今後同様の事態が生じないように相続放棄に際しては調査を徹底する必要がある。

2. 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例(平成5年条例第40号)

社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則(平成5年規則第75号)

② 制度の目的

この制度は、将来、県内の社会福祉施設等において社会福祉士または介護福祉士の業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸し付けることにより、これらの者の修学を容易にし、県内の社会福祉士および介護福祉士の確保を図ることを目的とする。

③ 制度の概要

県内出身者で、社会福祉士または介護福祉士の養成施設で修学している者のうち、卒業後、県内の社会福祉施設等において介護福祉士等の業務に従事しようとする者に対し、修学期間(1～4年)にわたり、修学資金として月額36,000円を無利子で貸し付ける制度である。修学資金の借り受けを希望する者が、自身が入学している養成施設へ申請書等を提出し、養成施設の長が推薦する者の中から借受者を決定し、修学資金の貸付を県が行うものであり、修学資金を借り受けた者に一定の事由が生じた場合には、同資金を県に償還する義務が生じ、同時に県に債権が発生する。

なお、貸付事業自体は平成5年度から平成16年度に実施しており、平成15年度以降新規貸付を停止し、平成16年度で貸付は終了している。したがって、現在は債権管理業務のみが行われている。

④ 債務者

修学資金を借り受けた者のうち、条例で定める一定の事由に該当することとなった場合

に、本制度の債務者となる。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

A. 償還猶予について

次の事項に該当する期間内は、修学資金の償還債務の履行が猶予される。

- ・ 貸付を廃止された後も引き続き養成施設に在学している期間
- ・ 社会福祉施設等において業務に従事している期間 7 年(過疎地域等の業務の場合 3 年)
- ・ 他種の養成施設等に進学し、在学している期間
- ・ 病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき

B. 償還免除について

ア. 全額償還免除

次の事項に該当するときは、修学資金の全部の償還が免除される。

- ・ 卒業後、県内の社会福祉施設等において 7 年間(過疎地域等の場合は 3 年間)、引き続き業務に従事したとき
- ・ 業務の従事期間中に、業務上の理由により死亡したとき
- ・ 業務の従事期間中に、業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

イ. 一部償還免除

次の事項に該当するときは、修学資金の一部の償還が免除される。

- ・ 業務外の理由により死亡したとき
- ・ 心身の故障により修学資金を償還することができなくなったとき
- ・ 社会福祉施設等において、修学資金を借り受けた期間に相当する期間以上業務に従事した後に、業務に従事しなくなったとき

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	1,593	290	1,428	109	549	109
滞納繰越分	0	0	290	100	209	209
計	1,593	290	1,718	209	758	318

(1)債権の概要に記載したとおり、修学資金貸付業務は平成 5 年度から平成 16 年度にかけて実施された制度であり、現在は債権管理と回収業務のみ実施している。そのため、年度別の調定額についても年々減少しており、平成 20 年度の調定額は 75 万円、未収額は 31 万円である。

(3) 債権の管理方法の概要

社会福祉士および介護福祉士修学資金貸付金については、保健福祉部保健福祉企画室において債権の督促等を含む、債権管理を実施している。貸付者ごとに貸付金台帳を作成し、償還日や償還猶予の状況を把握している。なお、平成 20 年度末の滞納者は 1 名のみである。

(4) 監査の結果と意見

① 滞納者の取扱いについて(意見)

平成 20 年度末時点の滞納者は 1 名であり、その滞納金額は 318 千円である。当該滞納者は平成 18 年 3 月から平成 26 年 1 月までの 95 回で貸付金の返還を予定していたが、平成 18 年に 2 回返済されたのみで、その後の返済はなされていなかった。平成 21 年度に、一部の入金があったものの、滞納状況が解消するには至っていないため、今後も滞納者と連絡を密にとり、滞納の解消に向けてより一層の努力が必要と考える。

3. 看護職員修学資金貸付金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

看護職員修学資金貸付条例(昭和 37 年条例第 39 号)

② 制度の目的

看護職員養成施設に在学する者等で将来県内の特定施設等に従事しようとする者に対し、修学資金の貸付を行うことにより修学を容易にし、県内看護職員の充実確保および資質の向上を図ることを目的とするものである。

③ 制度の概要

この制度は、将来、県内にある病床数 200 床未満の病院等の特定施設等に従事しようとする看護職員養成施設に在学する者に対して、県が修学資金を貸し付ける制度である。養成施設入学後、貸付を開始した月から借受者が看護職員養成施設を卒業し、または大学院修士課程を修了する月までの間における正規の修業年限を超えない期間にわたり、県は修学資金を毎月貸し付けることができる。貸付限度額(月額)は、保健師・助産師・看護師については、国公立施設で 51,000 円以内、私立施設で 60,000 円以内、准看護師については国公立施設で 23,000 円以内、私立施設で 35,000 円以内、並びに国内大学院については 88,000 円以内となっている。同資金を借り受けた者に一定の事由が生じた場合には、同資金を県に償還する義務が生じ、同時に県に債権が発生する。

④ 債務者

修学資金を借り受けた者のうち、条例で定める一定の事由に該当することとなった場合に、本制度の債務者となる。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

A. 償還猶予について

次の事項に該当する期間内は、修学資金の償還債務の履行が猶予される。

- ・ 修学資金の貸付を廃止された後または卒業後も引き続き養成施設または大学院修士課程や博士課程に在学しているとき
- ・ 卒業後、特定施設等において看護職員の業務に従事しているとき
- ・ 大学院修士課程終了後、大学院特定施設等において看護職員の業務に従事しているとき
- ・ 病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき

B. 償還免除について

次の事項に該当するときは、修学資金の償還が免除される。

- ・ 卒業と同時に看護職員としての免許を取得し、県内にある 200 床未満の病院等の特定施設に就職し、その特定施設に 5 年以上継続して働いたとき
- ・ 特定施設に従事する期間中に業務上の理由により死亡し、業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	46,072	1,301	35,172	514	24,236	133
滞納繰越分	5,907	3,446	4,747	3,970	4,484	2,371
計	51,980	4,747	39,919	4,484	28,720	2,504

調定額は平成 18 年度においては、5198 万円であったが、平成 20 年度において 2872 万円にまで減少している。調定額の減少に伴い、未収額についても平成 18 年度の 474 万円から

平成 20 年度には 250 万円に減少している。

(3) 債権の管理方法の概要

看護職員修学資金貸付金については、保健福祉部医療国保課において債権の督促を含め、債権の管理を実施している。同課では借受者ごとに貸付金台帳を作成し、償還日や償還猶予の状況を把握している。また、「修学資金償還等滞納整理事務処理要領」を規定し、納入期限から 20 日以上経過した滞納償還金等の債務を有する者を滞納者と定め、督促等を行っている。

さらに、滞納者のうち以下のいずれかに該当する者を特定滞納者とし、「修学資金償還金等滞納に係る法的措置事務処理要領」により法的措置等を行うこととしている。

- ・ 納入期限から 1 年経過した滞納償還金を有する者で、履行延期の申請や分割納付の申請の措置を取らないもの
- ・ 分割納入の念書を提出した者で約束を不履行したもの
- ・ 履行延期の特約または処分の決定を受けた者で約束を不履行したもの
- ・ その他必要と認められる者

(4) 監査の結果と意見

① 償還猶予者に対する現況調査について(意見)

県は償還猶予者に対して年に一度、現況調査票の提出を要求することにより、償還猶予者が猶予条件に該当していることを確認している。監査において、平成 20 年度の調査を確認したところ、調査対象者 88 名中、16 名については現況調査票が回収できていなかった。しかし、現況調査票の提出については、条例で定められておらず任意に実施しているものであるため、未提出者に対して償還猶予の停止等の措置を行えない状況である。

今後は、償還猶予の実効性を確保するため、未提出者については償還猶予の停止等の措置を行えるような対策を講じ、現況調査票の全件回収に努める必要がある。

また、県は償還猶予者が現況調査票を提出する際に、在学証明書や勤務証明書までは要求していない。しかし、在学証明書や勤務証明書は、現況調査票に記載された事項が正しいことを担保するものであり、償還猶予の実効性を確保するためにも、現況調査票とともに提出を要求することが望まれる。

② 長期滞納者への取組について(意見)

平成 21 年 3 月末現在、最長 7 年にわたり修学資金の返還を滞納している債務者が存在し、当該滞納金額は 392 千円であったが、平成 21 年度になって修学資金は返還され滞納状況は解消している。滞納状況が解消した理由としては、平成 19 年度に事務要領を制定し、滞納者への対応を整備したことによるものである。

しかし、一般的に滞納状況が長期にわたると貸付金の回収率は低くなり、滞納金額は増加することになるため、今後においても継続して長期滞納者を発生させない方策を続ける必要がある。

4. 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例(昭和 55 年条例第 22 号)

② 制度の目的

この制度は、将来、県内の病院等で理学療法士または作業療法士として従事しようとする者に対し修学資金を貸し付けることにより修学を容易にし、県内の理学療法士、作業療法士の充実を図ることを目的とする。

③ 制度の概要

将来、県内の病院等で理学療法士または作業療法士として従事しようとする理学療法士または作業療法士養成施設の在学学生に対して、県が修学資金月額 50,000 円を貸し付ける制度である。

なお、平成 17 年度以降新規貸付を停止しており、平成 19 年度で貸付は終了している。

④ 債務者

修学資金を借り受けた者のうち、条例で定める一定の事由に該当することとなった場合に、本制度の債務者となる。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

A. 償還猶予について

次の事項に該当する期間内は、修学資金の償還債務の履行が猶予される。

- ・ 貸付を廃止後も引き続き養成施設に在学している期間中
- ・ 県内の病院等において療法士の業務に従事しているとき

- ・ 病気、負傷その他やむを得ない理由があるとき

B.償還免除について

次の事項に該当するときは、修学資金の償還が免除される。

- ・ 県内の病院等において修学資金の貸付を受けた期間の 2 倍に相当する期間引き続き療法士の業務に従事したとき
- ・ 県内の病院等において業務に従事期間中に業務上の理由により死亡または業務に起因する心身の故障のため業務に継続することができなくなったとき

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	10,046	276	9,385	46	9,459	1,315
滞納繰越分	0	0	276	0	46	46
計	10,046	276	9,661	46	9,505	1,361

(1)債権の概要に記載したとおり平成 17 年度以降新規貸付を停止し、平成 19 年度以降貸付業務を停止している。そのため現在は債権管理と回収業務を行っているのみである。これまでは対象者が少なく未収額は低水準であったが、平成 20 年度において未収額が増加に転じている。

(3) 債権の管理方法の概要

理学療法士および作業療法士修学資金貸付金については保健福祉部医療国保課において債権の督促等を含め、債権の管理を実施している。貸付者ごとに貸付金台帳を作成し、償還日や償還猶予の状況を把握している。また、「修学資金償還等滞納整理事務処理要領」を規定し、納入期限から 20 日以上経過した滞納償還金等の債務を有する者を滞納者と定め、

督促等を行っている。

さらに、滞納者のうち以下のいずれかに該当する者を特定滞納者とし、「修学資金償還金等滞納に係る法的措置事務処理要領」により法的措置等を行うこととしている。

- ・ 納入期限から 1 年経過した滞納償還金を有する者で、履行延期の申請や分割納付の申請の措置を取らない者
- ・ 分割納入の念書を提出した者で約束を不履行した者
- ・ 履行延期の特約または処分の決定を受けた者で約束を不履行した者
- ・ その他必要と認められる者

(4) 監査の結果と意見

① 償還猶予者に対する現況調査について(意見)

県は償還猶予者に対して年に一度、現況調査票の提出を要求することにより、償還猶予者が猶予条件に該当していることを確認している。監査において、平成 20 年度の調査を確認したところ、調査対象者 78 名中、3 名については現況調査票が回収できていなかった。しかし、現況調査票の提出については、条例で定められておらず任意に実施しているものであるため、未提出者に対して償還猶予の停止等の措置を行えない状況である。

今後は、償還猶予の実効性を確保するため、未提出者については償還猶予の停止等の措置を行えるような対策を講じ、現況調査票の全件回収に努める必要がある。

また、県は償還猶予者が現況調査票を提出する際に、在学証明書や勤務証明書の提出までは要求していない。しかし、在学証明書や勤務証明書は、現況調査票に記載された事項が正しいことを担保するものであり、償還猶予の実効性を確保するためにも、現況調査票とともに提出を要求することが望まれる。

5. 生活保護費返還金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 63 条、第 78 条

② 制度の目的

生活保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることが大前提であるため、保護を受けた後にも資力等が活用された場合等には費用の返還を求め、または徴収することにより、法的均衡を図ることが制度の目的である。

③ 制度の概要

A.費用の返還(生活保護法第 63 条)

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、支給した保護費について事後に費用返還を求めることができ、県には債権が発生する。

例) 遡及して受給した年金、交通事故等第三者行為による補償金等

B.費用の徴収(生活保護法第 78 条)

不正な手段によって保護を受けた者または受けさせた者から費用を徴収することができ、県には債権が発生する。

なお、明らかな理由で全額を一括返還できない場合は、地方自治法施行令第 171 条の 6 の規定に基づき「履行延期の特約」を行うことにより、県は分割して調定することができる。

④ 債務者

生活保護受給者、過去に生活保護を受給した者で生活保護法第 63 条または第 78 条に該当する者が債務者となる。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

返済猶予・免除等の規定はない。

(2) 生活保護費の給付額

生活保護費の給付額は、平成 19 年度が 36 億 52 百万円、平成 20 年度が 36 億 53 百万円である。

(3) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	64,525	8,131	64,418	15,259	46,574	17,752
滞納繰越分	34,028	31,356	39,488	35,708	50,967	47,278
計	98,554	39,488	103,906	50,967	97,541	65,031

調定額は、毎年度 1 億円程度の水準で推移している一方、未収額は年度ごとに増加している。これは滞納繰越分の収納率が極めて低いためであり、徴収が長期化してしまうと債権の回収が困難になることを示唆している。

(4) 債権の管理方法の概要

生活保護費返還金については、保健福祉部地域福祉課の管轄であるが、債権の回収や督促等の実際の業務は広域振興局等において行われている。広域振興局等においては債務者ごとに債権管理簿を作成し、債権の回収状況を把握している。

町村の税務担当課への問い合わせによる課税調査や収入申告書による収入調査、家庭訪問により返還・徴収対象者を特定している。

(5) 監査の結果と意見

① 時効債権の管理について(結果)

生活保護費返還金については、広域振興局等において債権の放棄および時効により消滅する債権の状況把握等を行っている。広域振興局等は、債権がこれらに該当した時点で、保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、当該部署において不納欠損処理の手続きを行うこととしている。生活保護費返還金は公債権であり、債務者からの時効の援用がなくとも、時効期間である5年が経過すると時効が完成する債権である。

監査において、生活保護費返還金のうち発生年度が平成10年度以前のものについて債権の督促や回収の状況を確認したところ、時効が完成しているにもかかわらず、家庭訪問を実施し、返済の意思がないことを確認している債権が存在した。

本来であれば、時効が完成した時点で広域振興局等が保健福祉部地域福祉課にその旨を報告し、不納欠損処理すべきであったが、広域振興局等から報告がなされなかったため、不納欠損処理が行われていなかった。

今後は債権の性質や不納欠損処理のルールを広域振興局等に周知徹底し、上記のような不備を防止する必要がある。

② 債権管理マニュアルの制定について(意見)

生活保護費返還金については、広域振興局等において債権の回収や督促を実施している。しかし、共通の債権管理マニュアルはなく、債権管理マニュアルがあるのは盛岡地方振興局のみである。生活保護費返還金については債権の金額および件数が多いことから、債権管理マニュアルを作成し、それに基づき運用することは債権回収を効果的・効率的に実施し、債権管理の水準向上を図る有用な手段と考える。今後は、広域振興局等共通の債権管理マニュアルを制定し、すべての広域振興局等において効果的かつ効

率的な債権の回収を促進すべきである。

③ 高額滞納者に対する対応について(意見)

平成 20 年度末現在における高額滞納者(50 万円以上)について、任意に 10 件のサンプルを抽出し回収状況を確認したところ、以下のとおりであった。

(単位:千円)

No.	平成 20 年度調定額	回収額	平成 20 年度未収額
1	547	10	537
2	1,230	30	1,200
3	1,642	0	1,642
4	1,651	0	1,651
5	691	105	586
6	617	143	473
7	862	0	862
8	1,030	0	1,030
9	4,296	90	4,206
10	563	36	527
合計	13,133	414	12,717
(比率)	(100%)	(3.2%)	(96.8%)

上表に記載したとおり平成 20 年度の調定額に比較して回収割合は 3.2%と非常に低い水準となっており、滞納者によっては平成 20 年度の回収金額が 0 円である。県では電話や督促等を実施し個別の対応を実施しているが、強制執行等を行っていない。このような回収状況では債権の回収率向上は難しく、回収方法の見直しが喫緊の課題と考える。

盛岡地方振興局作成の「生活保護 費用返還・債権管理マニュアル III 債権管理事務 (3) 催告」においては、債務者の大半が被保護者等の低所得者であることを考慮して、

履行延期の特約等の制度を活用し、極力、債務者の理解のもとで徴収を図ることに努め、強制執行等は悪質な債務者に限定し、慎重な調査のうえ厳格に行う旨を定めていることから、債権の低い回収割合から見れば、強制執行等を行っていない県の対応は甘かったといえる。

今後、履行延期する場合には返済計画表等を提出させ、返済計画を守らない債務者に対しては、マニュアルに従って、強制執行等の検討も含め、厳しい姿勢を示すことが望まれる。

6. 知的障害者援護施設入所者等徴収金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)

知的障害者福祉法施行令(昭和 35 年政令第 103 号)

知的障害者福祉法施行規則(昭和 35 年厚生省令第 16 号)

知的障害者福祉法施行細則(昭和 62 年規則第 46 号)

② 制度の目的

この制度は、負担の公平性の観点から、入所者または扶養義務者の負担能力に応じ、入所にかかる費用の一部を徴収することが目的である。

③ 制度の概要

従来は県が、知的障がい者援護の実施者であり、知的障がい者の福祉を図ることを目的に、知的障害者援護施設への入所措置を行っていた。県(広域振興局等)は、入所者または扶養義務者から収入にかかる届出を受け、規則に定める収入額による階層区分によって、月額徴収費用額を決定し、一方、入所者または扶養義務者は、毎月各自あて送付される納付書により、納入期限(納付書発行後 15 日間)までに徴収費用を納付していた。

しかし、平成 15 年 4 月の知的障害者福祉法の改正により、援護の実施者が県から市町村へ移されたため、現在、新規の債権の発生はない。

④ 債務者

知的障害者福祉法に基づく援護施設入所者または扶養義務者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

債権の免除等の規定はない。

ただし、災害その他やむを得ない理由により負担能力に変動が生じたときは、入所者または扶養義務者からの申請により、徴収金の額の変更が可能であった。

(2) 調定額および未収額の状況

県立施設

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	3,736	3,541	3,541	2,671	2,671	2,444
計	3,736	3,541	3,541	2,671	2,671	2,444

県立施設以外

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	2,118	1,818	1,818	1,461	1,461	888
計	2,118	1,818	1,818	1,461	1,461	888

(1)債権の概況に記載したとおり、本制度は平成 15 年 4 月から市町村に移管されており、新たに債権が生じることはない。しかしながら、平成 20 年度における未収額は県立施設が 244 万円、県立施設以外が 88 万円であり、移管後 5 年が経過した時点においても依然として未収額が存在する状況にある。

(3) 債権の管理方法の概要

知的障害者援護施設入所者等徴収金については、保健福祉部障がい保健福祉課の管轄であるが、債権の回収や督促等の実際の業務は広域振興局等において行われている。広域振興局等においては債務者ごとに債権管理簿を作成し、債権の回収状況を把握している。

(4) 監査の結果と意見

① 不納欠損処理の実施時期について(結果)

知的障害者援護施設入所者等徴収金は、公法上の債権であり時効期間は5年である。当該債権は時効の援用なくして時効が完成する。

監査において、債権管理簿で債権の発生状況を確認したところ、時効が完成している債権が約250万円確認された(概ね平成10年から14年に発生したものである)。しかし、県では時効が完成した債権について不納欠損処理を実施していない。消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成した場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。

7. 心身障害者扶養共済制度掛金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

心身障害者扶養共済制度条例(昭和 45 年条例第 35 号)

心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和 45 年規則第 43 号)

② 制度の目的

この制度は、県が心身障害者の保護者との間で扶養共済契約ができる制度を設け、もって心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。(県は独立行政法人福祉医療機構と扶養保険契約を結んでいる。)

③ 制度の概要

県が、心身障害者の保護者と扶養共済契約を結び、条例に定める加入時年齢に応じた掛金区分によって、月額保険料(加入年数と収入に応じた減免がある。)を決定し、共済制度の資金に充てられるものを加入者負担分(当該掛金を、県が独立行政法人福祉医療機構に保険料として納付している。)として徴収している。加入者は、毎年各自あて送付される納付書により、毎月末日までに掛金を納入している。

④ 債務者

心身障害者扶養共済制度条例に基づく加入者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

返済猶予・免除等の規定はない。

ただし、掛金減免の対象(生活保護または市町村民税所得割非課税)になった場合には、加入者からの申請により、掛金の額変更が可能である。また、災害その他やむを得な

い理由により掛金を滞納したときは、加入者からの申請により地位喪失の猶予が可能である。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	32,270	319	30,032	214	43,028	769
滞納繰越分	1,371	887	1,206	1,055	1,270	1,169
計	33,642	1,206	31,239	1,270	44,298	1,939

調定額は平成20年度において4429万円となっており、前年度以前に比べて増加傾向にある。これは平成20年度より国によって制度改正が行われたためである。未収額もそれに伴って増加しているが、未収率はほとんど変化していない。

(3) 債権の管理方法の概要

心身障害者扶養共済制度掛金については、保健福祉部障がい保健福祉課の管轄であるが、債権の回収や督促等の実際の業務は広域振興局等において行われている。広域振興局等においては債務者ごとに債権管理簿を作成し、債権の回収状況を把握している。

(4) 監査の結果と意見

① 加入者の脱退時期について(結果)

「心身障害者扶養共済制度条例」第16条によれば、加入者が掛金を引き続き2月滞納したときには加入者としての地位を失うものとするとしている。しかし、ある加入者については平成15年度から平成18年度にかけて約4年間未納の状況が継続していたが加入者の地位の喪失はなされなかった。これは「心身障害者扶養共済制度条例」に反している。今後は公平な制度運用の観点から、掛金を滞納している者については、条例に従

い適切な時期に脱退させることが必要である。

② 掛金未納者への対応について(意見)

県は、掛金未納者への対応について、年月・部局の対応・相手方の対応を記載した電子ファイルで管理している。監査にあたり、未納者への対応経過についてのファイルを閲覧したところ、平成 11 年から滞納している掛金未納者について平成 17 年以後の記載がなされていなかった。

未納者への対応について記録を残し、その後の債権管理に活かすことは、効果的・効率的な回収を図るうえで有用な手段と考えられるため、実施した対応について適正に記載し、保管することが望まれる。

8. 児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 56 条第 2 項

② 制度の目的

この制度は、児童福祉施設数の増加や、入所児童の変化、家庭負担の公平、国庫負担の均衡化などを図ることを目的とする。

③ 制度の概要

児童福祉施設に入所している本人(母子生活支援施設入所者等)またはその扶養義務者から、県が児童福祉施設に支払った経費について、負担能力に応じてその一部または全部を徴収するものである。県は、本人または扶養義務者の前年度分の所得税、当該年度分の市町村民税の課税状況によって階層区分を認定し、毎年 7 月に階層区分を見直し(年度途中に入所した場合には、その月に認定する。)、階層区分の徴収基準に従って債権の回収を行う。

④ 債務者

本人(母子生活支援施設入所者等)または扶養義務者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

A. 免除要件(減免も含む)

次の事項に該当するときは、免除ないし減免される。

- ・ 市町村民税の減免を受けたとき
- ・ 災害等により、所得税の減免を受けたとき

- ・生活保護の適用を受けたとき
- ・扶養義務者の死亡、離婚、行方不明、拘禁によりその世帯に属さなくなったとき

B.徴収猶予要件

本人または扶養義務者が、災害、盗難、疾病、負傷その他の以下の理由により一時納入することができないと認めるときは、徴収が猶予される。

- ・本人または扶養義務者が、事業を廃止し、または休止したこと
- ・本人または扶養義務者が、その事業につき著しい損失を受けたこと
- ・上記に類する事実があったこと

(2) 調定額および未収額の状況

児童保護委託措置費

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	88,776	13,418	15,848	8,686	15,537	8,270
滞納繰越分	73,244	67,036	80,455	70,232	78,919	68,775
計	162,020	80,455	96,303	78,919	94,456	77,045

児童福祉施設入所者等徴収金

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	3,010	598	666	528	642	224
滞納繰越分	19,344	17,227	17,825	15,511	16,040	12,357
計	22,355	17,825	18,492	16,040	16,682	12,581

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金の調定額合計は、平成18年度においておよそ1億8437万円であったが、平成20年度においてはおよそ1億1113万円と減少している。これは、障害者自立支援法の施行により県の制度の対象となる者が変更されたため、現年調定分が減少しているためである。一方、未収額は減少しているものの、調定額に対する未収額の割合である未収率は上昇傾向にある。

(3) 債権の管理方法の概要

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金については、保健福祉部児童家庭課の管轄であるが、債権の回収や督促等の実際の業務は福祉総合相談センターおよび各児童相談所において行われている。福祉総合相談センター等においては、債務者ごとに債権管理簿を作成し、債権の回収状況を把握している。

(4) 監査の結果と意見

① 強制執行の実施について(結果)

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金は「児童福祉法」(以下、本項において「法」という。)第56条第10項により地方税の滞納処分の例によることができるとされており、強制執行が可能な債権である。また、法を受けて県で定めている同施行細則および同事務取扱要領において、滞納を続ける債務者については滞納処分を行うこととしている。

さらに、法第56条第8項において措置費等の徴収のため、債務者の収入の状況について調査することができる旨も規定されている。

一方、措置費等の滞納者の中には資力があるにもかかわらず、児童の保護措置に納得できない等の理由で支払わない悪質な滞納者が存在するものと思われる。しかし、県は上記要領において、資力が乏しく支払いをすることができない滞納者と悪質な滞納者の区別をしておらず、請求に対して債務者によるなんらの行為がなされない場合、時効完成によって債権が消滅し、不納欠損処理がなされている。また、過去に強制執行を実

施した例はない。

県は債務者の収入の状況について法定の調査権がある上に、保護措置等の実施によって生ずるという債権の性質を考慮すると、個別債務者の事情も十分に把握しているものと考えられる。したがって、個別債務者について滞納の期間や金額、収入の状況や支払意思等を総合的に勘案し、悪質な滞納者については法的手段をとる必要がある。

なお、本債権については強制執行等の実績も少なく、法的手段に関するノウハウも不足しているとのことであるから、そのような実績を有する他部局とノウハウの共有や連携を進め、適切な債権管理の実施が望まれる。

② 債権管理マニュアル等の策定・見直しについて(意見)

児童保護委託措置費および児童福祉施設入所者等徴収金の取扱いについては、「児童福祉法第 56 条の規定に基づく費用徴収事務取扱要領」および「債権の早期履行の確保及び時効による消滅債権等の事務処理について」において定められており、これらに基づいて事務処理が行われている。

しかし、上記の通知はいずれも発出後 20 年余を経過し、現状に即さない部分があるものと考えられる。また、前述した悪質滞納者を区分し適切な対応をとるためにも、債権管理マニュアル等を策定するか、それら通知の見直しを行って、現状に合った運用をすることが望ましい。

9. 未熟児養育医療自己負担金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

母子保健法(昭和40年法律第41号)

母子保健法施行令(昭和40年政令第385号)

母子保健法施行規則(昭和40年厚生省令第55号)

母子保健法施行細則(昭和41年規則第80号)

未熟児養育医療事業の実施について(昭和62年厚生省児童家庭局長通知)

養育医療給付実施要領(平成9年4月1日施行)

養育医療事務処理の手引き(平成20年9月)

② 制度の目的

未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率は、極めて高率であるばかりでなく、心身の障がいを残すことも多いことから、生後速やかに適切な処置を講ずることが、この制度の目的である。

③ 制度の概要

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担し、所得課税額に応じて医療費の一部の自己負担金を徴収する制度である。

④ 債務者

- ・ 満1歳未満の未熟児であること。
- ・ 当該未熟児が県内に住所を有すること。

上記の条件を満たし、かつ制度の対象となる症状を有し、医師が治療を必要と認めた

者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

母子保健法施行細則第 12 条の規定に基づき、災害、盗難、疾病、負傷その他の理由により一時的に納入することができないと認めるときは、1 年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	12,914	415	12,218	730	11,341	192
滞納繰越分	1,271	543	958	383	1,113	672
計	14,185	958	13,176	1,113	12,454	864

(3) 債権の管理方法の概要

未熟児養育医療自己負担金については、保健福祉部児童家庭課の管轄であるが、債権の回収や督促等の実際の業務は広域振興局等において行われている。債権の管理については「養育医療事務処理の手引き」を規定し、債務者ごとに債権管理簿を作成し、回収状況を管理し、また納入期限から 20 日を経過しても完納しない場合には、「滞納者管理台帳」を作成し、督促等の状況を管理している。

(4) 監査の結果と意見

① 不納欠損処理の実施時期について(意見)

未熟児養育医療負担金は公法上の債権であり、5 年経過後に時効を援用することなく

時効が完成する。したがって、不納欠損処理は時効が完成した後、適時に実施する必要がある。

監査において、平成 18 年度の不納欠損一覧を確認したところ、平成 16 年に時効が完成していたものが含まれており、不納欠損の処理がその発生年度内に実施されていなかったことが判明した。また、平成 21 年 9 月現在における滞納一覧表についても確認したところ、調定年月日が平成 15 年と記載されている債権が存在した。

したがって、滞納一覧表に時効の完成日を入れる等、債権の管理を強化し、時効が完成した債権については適時に不納欠損処理を実施することが必要である。

10. 児童扶養手当返還金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)

② 制度の目的

この制度は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

③ 制度の概要

児童扶養手当は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童または 20 歳未満で一定程度の障がいをもつ児童で支給要件に該当する場合に、児童 1 人につき月額 41,720 円が支給される。2 人目については、5,000 円、3 人目以降は 1 人につき 3,000 円が加算される。手当は 12 月、4 月および 8 月の 3 期に分かれ、それぞれ前月までの分が支給される。

なお、児童が支給要件に該当しなくなった場合は、手当は支給されないことから、支給要件に該当しなくなった月の翌月分から停止となり、過支給分は返納されることとなる。

また、児童扶養手当法第 23 条に基づき、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者に対し、県は、受給額に相当する額の全部または一部を徴収することができる。

④ 債務者

児童扶養手当の受給者で一定の事由に該当する者が債務者となる。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

返済猶予・免除等の規定はない。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	6,531	3,014	5,517	1,550	4,445	2,271
滞納繰越分	5,209	4,242	7,256	6,457	8,007	7,458
計	11,740	7,256	12,773	8,007	12,452	9,729

調定額は平成 18 年度において 1174 万円であったが、平成 20 年度においてはおよそ 1245 万円に増加している。滞納繰越分について未収率が高く、回収が進んでいないため、調定額・未収額ともに増加することとなっている。

(3) 債権の管理方法の概要

児童扶養手当返還金については、平成 11 年 3 月末日までに認定を行ったものに係る債権は保健福祉部児童家庭課、平成 11 年 4 月 1 日以降に認定を行ったものに係る債権については広域振興局等が債務者ごとに債権管理簿を作成し管理を行っている。

(4) 監査の結果と意見

① 不納欠損処理の実施時期について(意見)

児童扶養手当返還金は、公法上の債権であり時効期間は 5 年である。当該債権については時効の援用なくして時効が完成する。監査にあたり、平成 19 年度の不納欠損事例を確認したところ、平成 17 年に時効が完成していたものが含まれており、不納欠損の処理がその発生日内実施されていなかったことが判明した。

消滅した債権について調定することは県の財政を歪めることになるため、時効が完成し

た場合には適時に不納欠損処理をする必要がある。

② 滞納者の管理について(意見)

債権管理簿には督促・催告等の実施状況が記載されている。しかし、一部の債権管理簿において督促・催告の実施状況が空欄となっていた。債権管理上滞納者へのアプローチ状況は今後の対応を検討するためにも重要であることから、債権管理簿への督促・催告等の実施の状況および実施しなかった場合はその理由等について、記載を徹底する必要がある。

11. 漁港施設占用料

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

岩手県漁港管理条例(昭和 38 年条例第 52 号)第 13 条

② 制度の目的

この制度は、漁港施設の維持管理に要する費用に充てることを目的とする。

③ 制度の概要

当該債権は、県の管理する漁港施設(甲種漁港施設)を占有するため、許可を受けた者が納める占用料で、漁港漁場整備法第 35 条および地方自治法第 225 条を根拠に、漁港漁場整備法の定めるところにより制定している岩手県漁港管理条例に基づき徴収している。

なお、当該債権は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項および同法施行令附則第 6 条により地方税の滞納処分の例により処分することができる。

④ 債務者

岩手県漁港管理条例第 11 条により甲種漁港施設の占有等の許可を受けた者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

岩手県漁港管理条例第 13 条により、特別の理由があると認められるときは、占用料の減免または分納が認められる。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	94,242	18,586	94,022	12,183	95,290	11,735
滞納繰越分	38,068	17,476	36,062	15,391	27,574	15,313
計	132,310	36,062	130,085	27,574	122,865	27,049

調定額は平成 18 年度において 1 億 3231 万円であったが、平成 20 年度においては 1 億 2286 万円と減少傾向にある。未収額も同様に平成 18 年度において 3606 万円であったが、平成 20 年度においては 2704 万円と減少していることから、回収率に改善がみられている。

(3) 監査の結果と意見

① 許可区域施設の転貸について(結果)

占用許可指令書 6 許可の条件等(2)のウには、「許可した区域を許可した目的以外の目的に使用し、他人に転貸し、または担保に供してはならない」と規定されている。しかし、監査にあたり A 社の漁港施設占用料催促等経過表を確認したところ、「占用地は現在 B 社に貸している」という記載があった。内容を確認したところ、A 社は県単独事業用地に占用許可を受けて建てた建物を B 社に転貸しており、B 社から受け取る賃貸料の一部を県へ納付していた。当該事例は占用許可を受けた区域を転貸した事例に該当し、占用許可指令書に定める遵守事項に抵触していると考えられる。

早急に詳細な実態調査を実施し、許可区域施設の転貸状況の解消を図る必要がある。また、他の許可区域施設においても同様な事例はないか検証する必要がある。

② 漁港施設の滞納債権に係るマニュアルについて(意見)

県が平成21年4月から施行している漁港債権に係る対応マニュアル第12条において滞納者の分類を以下の3分類としている。

区分	滞納者の態様	納付能力調査の結果
1号滞納者	一括で納付する能力がある滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付」と判定された者
2号滞納者	一括で納付することが困難である滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付以外」と判定された者で、見込納付能力調査で納付能力があると判定されたもの
3号滞納者	窮迫により、納付が困難な滞納者	現在納付能力調査の一括納付能力の判定で、「一括納付以外」と判定された者で、見込納付能力調査で支出合計が収入合計(単位期間収入)を上回ると判定されたもの

また、同マニュアル第15条第1項において「3号滞納者に対しては、滞納処分の執行停止を行うものとする。」と規定されている。滞納処分の執行停止は、県からの直接的な徴収は実施しないことを意味する。同マニュアルの3号滞納者は、僅かな金額ではあるが支払いを継続している滞納者も含まれる。このように支払いを継続している滞納者に対しては、県は返済指導を行い、債権回収に努めるべきである。滞納処分の執行停止を行う場合は、例えば所在不明となり数年間経過した場合や滞納者が破産宣告した場合等、実質的に回収不能となった事案に限定すべきと考える。

③ 占用許可の更新時期について(意見)

漁港施設の占用許可の期間については、岩手県漁港管理条例第11条第3項に従い原則として3年ごとに占用許可の更新を実施している。漁港施設料を遅滞なく納めている

占有者に対しては3年ごとの占有許可の更新についても問題ないとする。しかし、占有料を滞納している占有者に対して3年間の占有を認めることは、占有者の経済状況が好転しない限り滞納額を増加させる要因の一つになると考えられる。滞納者については、支払い状態が改善されている場合を除いて、3年更新ではなく1年更新にする等、更新期間の短縮を検討する必要があると考える。

④ 更新時の提出書類について(意見)

平成20年度以降、県で新たに漁港施設占有許可を希望する占有者については、「漁港施設占有許可基準の運用について」において、占有者の資力および資金、事業計画を確認するために会社の決算書および直近の納税証明書類の提出が義務づけられている。しかし、既存の占有者が更新する場合には上記の書類の提出は義務づけられていない。

すべての占有者について占有を更新する際に上記書類の提出を義務づけるのは事務上も煩雑となり現実的な方策ではないが、滞納状態にある占有者については、通常の占有者と比較して債権管理をより厳重に実施すべきである。会社の決算書や直近の納税証明書類を入手することで占有者の資力および資金を把握できるため、債権管理上、有用な手段と考えられる。

したがって、滞納状態にある占有者が占有更新する際には、上記書類の提出を義務づけ、債権回収に目処が立たない占有者については更新を認めないとする等、新規占有許可者と同様の手続きを実施し、滞納債権の金額を増大させない方策をとる必要がある。

⑤ 高額滞納者への対応について(意見)

平成 20 年度末現在の高額滞納者は以下のとおりである。

(単位:千円)

納入義務者	平成 20 年度末残高	平成 20 年度納入額(参考)	平成 20 年度滞納額	平成 19 年度滞納額	平成 18 年度以前滞納額
甲	4,722	30	-	694	4,027
乙	11,051	10,595	8,723	2,327	-
丙	4,174	10	476	475	3,222
丁	2,441	0	642	642	1,156
戊	1,418	0	214	214	989

A.納入義務者甲について

直近の回収は平成 21 年度中の 30 千円であり、現状では債権の回収が滞っている状況にある。なお、甲は平成 20 年度から占用廃止となっている。

分納(完納)誓約書によれば年間 120 千円の支払いで、回収が順調に進んだとしても約 40 年かかる。ここ最近の回収状況からも全額回収を行うことは困難と考えられる。占用料支払に関する公平性の観点から、今後は同様の事態を生じさせない対応が望まれる。

B.納入義務者乙について

漁業不振による収益状況の悪化から平成 13 年度分から滞納が生じていたが、現状は年度発生分を超える納入がなされており、滞納残高は減少傾向にある。数年内に完済される予定であり、回収状況に大きな問題はない。

C.納入義務者丙について

滞納が発生したのは平成 12 年度分からである。分納誓約をとっているが、実際の年間の納入額が 30 千円程度と年間の発生額 460 千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加

傾向にあることから今後の契約更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

D.納入義務者丁について

平成 19 年度途中までは月額 100 千円の返済がなされていたが、その後の経営状況悪化を理由として、月額 10 千円の納入となっている。実際の年間の納入額が 120 千円程度と年間の発生額 640 千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加傾向にあることから今後の占用許可更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

E.納入義務者戊について

滞納が発生したのは平成 14 年度分からである。分納誓約をとっているが、実際の年間の納入額が 20 千円程度と年間の発生額 200 千円と比較して大幅に乖離しており、年々滞納額が積み上がっている状況にある。全額の回収は困難と考えられ、滞納総額も増加傾向にあることから今後の占用許可更新の是非も含めて慎重な対応が求められる。

12. 県営住宅使用料、県営住宅駐車場維持管理費、県営住宅違約金、公営住宅敷金等および公営住宅債権管理

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)

公営住宅法施行令(昭和 26 年政令第 240 号)

県営住宅等条例(平成 9 年条例第 47 号)

全部改正前の県営住宅条例(昭和 35 年条例第 15 号)

② 制度の目的

公営住宅制度は、国および地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものである。したがって、公営住宅をその本来の目的に供することを阻害した不正入居、家賃滞納、迷惑行為、住宅の返還義務違反等に対しては、損害賠償を請求する。

③ 制度の概要

A. 県営住宅使用料

県営住宅の入居者の収入に応じて設定される家賃である。

B. 県営住宅駐車場維持管理費

県営住宅の共同施設である駐車場の使用を許可された入居者から徴収する駐車場利用料である。償却費、修繕費、管理事務費の合計額に消費税法に規定する消費税および地方税法に規定する地方消費税の額に相当する額を加えたものの月割額を限度として、近傍同種の駐車場の料金を勘案の上、知事が定めている。

C. 県営住宅違約金

県営住宅の明渡し請求を受けた入居者が支払わなければならない違約金である。なお、平成9年に条例が改正され、現在の制度はE.公営住宅債権管理となっている。

D. 公営住宅敷金等

県営住宅の入居者から入居の際に徴収する3月分の家賃に相当する金額の敷金である。なお、平成9年の条例改正以前においては、敷金を徴収した後に家賃の額を変更したときは、当該敷金の額を変更し、その差額を追加徴収し、または還付していた。

E. 公営住宅債権管理

県営住宅の明渡し請求を受けた入居者が支払わなければならない損害賠償金である。なお、平成9年の条例改正で次の損害賠償金が追加された。

- ・ 高額所得者と認定され、県営住宅の明渡し請求を受けた入居者から徴収する、住宅の明渡し期限が到来した日の翌日から明渡しの日までの期間の近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額の損害賠償金

④ 債務者

債務者は以下の者が該当する。

A. 県営住宅使用料

県営住宅の入居者およびその連帯保証人

B. 県営住宅駐車場維持管理費

県営住宅の入居者であって駐車場の利用を許可された者

C. 県営住宅違約金

県営住宅の明渡し請求を受けた入居者およびその連帯保証人

D.公営住宅敷金等

県営住宅への入居を許可された者(加えて、全部改正前の県営住宅条例下においては、県営住宅の入居者)

E.公営住宅債権管理

県営住宅の明渡し請求を受けた入居者およびその連帯保証人

⑤ 返済猶予・免除等の要件

A.県営住宅使用料、県営住宅駐車場維持管理費および公営住宅敷金等

次の事項に該当するときは、免除、減額ないし徴収が猶予される場合がある。

- ・ 収入が著しく低額であるとき
- ・ 入居者または同居者が病気にかかっているとき
- ・ 入居者または同居者が災害により著しい損害をうけたとき
- ・ その他特別の事情があるとき

B.県営住宅違約金および公営住宅債権管理

返済猶予・免除等の規定はない。

(2) 収入未済の状況

県営住宅使用料

(単位:千円)

年度別の内訳	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
平成 17 年度以前	127,150	99,020	79,053
平成 18 年度	37,810	26,635	14,338
平成 19 年度	-	40,532	27,200
平成 20 年度	-	-	34,311
計	164,960	166,187	154,902

(3) 地域別の入居率(平成 21 年 3 月 31 日現在)

広域振興局等 土木部	管理 戸数 A	入居 戸数 B	空家 戸数	入居率 (%) B/A	計画空家を除く入居状況		
					計画 空家 C	入居 可能 戸数	入居率 (%) B/(A-C)
盛岡	3,045	2,734	311	89.8	168	143	95.0
花巻	308	283	25	91.9	-	25	91.9
北上	274	223	51	81.4	-	51	81.4
県南	328	308	20	93.9	-	20	93.9
一関	269	257	12	95.5	-	12	95.5
大船渡	246	237	9	96.3	-	9	96.3
釜石	297	237	60	79.8	29	31	88.4
宮古	401	362	39	90.3	14	25	93.5
二戸	24	22	2	91.7	-	2	91.7

(4) 滞納者への対応について

滞納者に対する催促および納入指導は以下のとおり実施している。

1 ヶ月以上の滞納者については、督促状の送付および電話対応を実施する。2 ヶ月以上の滞納者については臨戸訪問を実施する。3 ヶ月以上の滞納者については連帯保証人への履行請求を開始する。具体的には滞納3 ヶ月で予告、4 ヶ月以上で請求を実施する。

家賃滞納が6 ヶ月を超過し、または滞納額が30 万円を超える者については、支払催促や個別指導を実施する。県への対応で誠意なしと判断した者については、裁判所を通じて解決する手続きを実行する。誠意があると判断した者については、訴え提起前の和解の申立(訴訟を行わずに当事者双方が一定の譲歩をし合い解決する手続き)を実行する。平成 21 年度から退去者に関しては、外部の民間業者に債権回収代行を委託している。

(5) 監査の結果と意見

① 県営住宅違約金について(結果)

改正前の「県営住宅条例」第 22 条によれば、県営住宅の明渡し請求を受けた入居者は、知事の指定した日の翌日から明渡しの日までの家賃相当額の 2 倍に相当する金額の違約金を支払う必要がある。平成 21 年 3 月末時点で、県営住宅違約金残高は 1,101 千円である。当該違約金は、平成 7 年度以前に発生し、繰越調定がなされているが、一方で違約金が発生するまでの県営住宅使用料は過年度に不納欠損処理を実施している。

このように、同一の債務者にかかる債権について繰越調定と不納欠損処理が混在しており、制度適用上、一貫性に欠けていると考えられる。

よって、明渡し日までの違約金相当額についても県営住宅使用料と同時期に不納欠損処理を行う必要がある。なお、当該債権について県は平成 21 年度に不納欠損処理を実施する予定である。

② 連帯保証人の収入条件について(意見)

「県営住宅等条例施行規則」第 8 条第 1 項において、連帯保証人は独立の生計を営み、かつ、入居の許可を受けた者と同程度以上の収入を有する者でなければならないと

されている。

一方、入居者の収入については下限がない。したがって、入居者が家賃負担を担保できる程度の収入がない場合は、連帯保証人についても、必ずしも債務を負担できる程度の収入が必要とされないことになる。

連帯保証人制度の趣旨からすれば、連帯保証人に対しては、家賃を負担できる程度の収入を要求することが必要であり、「事務取扱要領」に現状記載されている内容よりも、より明確に規定すべきであると考えている。

③ 口座振替加入者の増加促進について(意見)

県営住宅の家賃については、現金、納付書、口座振替が主要な徴収方法である。現金、納付書による徴収は収納のための人件費や納付書発送のためのコストなどがかかる一方、口座振替による徴収は、利用者がいったん金融機関において手続きを行えば自動的に振替がなされ、管理上のコストが現金、納付書の場合と比較してかからないというメリットがあると考えられる。

さらに、平成 21 年 5 月末現在の徴収方法別の収納状況は以下のとおりであり、現金、納付書による滞納率は 7.3%であるが、口座振替による場合は 1.9%と低くなっている。

(単位:千円)

	調定額	収納額	滞納額	滞納率
口座振替	1,046,607 (84.1%)	1,026,698 (84.9%)	19,908 (58.0%)	1.9%
現金(納付書払いおよび現金 直接収納)	197,511 (15.9%)	183,108 (15.1%)	14,402 (42.0%)	7.3%
計	1,244,118	1,209,806	34,311	2.8%

(注) 括弧内の百分率は構成比である。

県の担当者によれば、入居者に対して納付方法を案内しているのは入居時のみであり、その際に口座振替を選択しなかった入居者については積極的に納入方法が変更されることは少ないとのことである。

上述のとおり、口座振替による家賃の徴収は管理コストが低減される他、入居者の失念や納付書紛失などの不注意による延滞を防ぐことができると考えられる。したがって、口座振替案内を入居者に送付する等、積極的に口座振替加入を促進するような取組みが望まれる。

④ 連帯保証人との即決和解について(意見)

県営住宅の家賃が期日までに納入されず、「債権の管理に関する規則」第 8 条に基づく督促等をしてもお滞納家賃が解消されないため、その期間や金額が一定の基準に達することがある。このような場合、悪質滞納者を除いて、「民事訴訟法」第 275 条による訴え提起前の和解、いわゆる即決和解により当該入居者と今後の支払方法、期間、金額等の条件を明確にし、それに反した場合に強制的な退去を求めることとしている。

しかしながら、即決和解を行っても再び家賃を滞納する入居者や、県営住宅から退去しそのまま県外に転居するなどして債務者の居所が判明せずに管理できなくなっているケースが見受けられる。このようなケースで生じた家賃債権は高額化することが多いほか、結果的に回収不能となってしまうこともある。

もともと入居時には賃貸借契約において連帯保証人が設定されており、入居者と同様の債務を負っている。それにもかかわらず、上述の即決和解の際に相手方とするのは入居者本人のみであり、連帯保証人については相手方とされていない。

即決和解の相手方として連帯保証人を加えることによって、その交渉の事前段階で連帯保証人が状況を把握し事態が改善されることが期待されるほか、即決和解により強制力を有することとなるため、債権の回収にも効果的であると考えられる。

したがって、連帯保証人につき民事訴訟法による即決和解の相手方とすることを検討することが望まれる。なお、平成 21 年度から県営住宅家賃の退去者分については、民間

業者に回収を委託しており、連帯保証人を通じての回収実績の効果はあがっている。

⑤ 長期滞納者の取扱いについて(意見)

平成 21 年 3 月末時点でみると、平成 10 年度以前に発生した県営住宅使用料債権の滞納者は、現在入居者で 3 名(533 千円)、退去者で 27 名(6,668 千円)存在している。監査にあたりその内容を確認したところ、退去者のうち 4 名分の 855 千円は発生から 20 年以上経過した債権であった。このように古い年度の債権が残存している主な理由は、退去者が時効の援用をしていないこと、退去者が行方不明で連絡が取れないことが挙げられる。しかし、一部を除いて回収の困難な債権が多数であると想定されるため、「県営住宅等使用料に係る不納欠損処理基準」に従い、適時に不納欠損処理をすることが望まれる。

⑥ 法的措置の積極活用について(意見)

過去 5 年間の法的措置実施件数については以下のとおりである。

区分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
特定滞納者(人)	180	122	104	107	93
和解実績	38	15	16	15	14
訴訟実績	15	10	10	11	4

(注) 特定滞納者とは、30 万円を超えまたは 6 ヶ月を超える家賃を滞納している者、広域振興局等土木部長が特に法的措置が必要と認める者である。

特定滞納者は家賃の支払いに重大な問題を有していると考えられ、今後滞納債権がさらに増大するものと想定される。長期間かつ金額が多額になる未収債権の発生を防ぐためにも、特定滞納者に対しては今まで以上に法的措置の積極的活用を図り、滞納債権を増大させない取組みが望まれる。

13. 県立大学授業料

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

岩手県立大学等条例を廃止する条例(平成16年条例第55号)による廃止前の岩手県立大学等条例(平成9年条例第80号)

② 制度の目的

県立大学の施設・設備を使う対価としての使用料であると同時に、授業という役務を受ける対価としての受益者負担の性格を有する使用料である。

③ 制度の概要

当該債権は、平成17年度に県立大学が地方独立行政法人に移行する以前において、県立大学授業料の未納によって発生した延滞債権である。これは強制徴収できない公法上の債権である。法人化の際に、法人運営に直接的な関係が認められない当該債権については、法人に承継せず、債権管理業務を総務部総務室が引き継いでいる。全て独法化前の過年度債権であるため、新規に債権が発生することはない。なお、平成20年度末時点での債務者数は14名で、調定件数は23件である。

④ 債務者

平成17年度に県立大学が地方独立行政法人に移行する以前において、県立大学授業料を納付していない学生が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

廃止前の「岩手県立大学等条例」および「県立大学の授業料等の免除等に関する規則」では、経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認める場合に、授業

料等免除申請に基づき猶予・分割・免除が認められていた。

また、留学もしくは休学、または、死亡もしくは行方不明により除籍された場合には授業料の免除が認められていた。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560
計	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560	5,560

(1)債権の概要に記載のとおり、平成 18 年に県立大学が地方独立行政法人化したことにより授業料は県の債権ではなくなったため、平成 17 年度以前に発生した債権が残存している。

平成 20 年度末現在において時効の期限が到来している債権が多く、今後、当該債権については不納欠損処理を行う見通しである。また、当該債権については、現在新たな債権が発生しているものではなく、過年度に発生した債権について回収を実行しているのみである。

個々の債権については、「債権管理簿」によって管理されており、適宜、納入通知日、督促状送付日、面談・訪問日等を記載し、納付を促している。

債権の管理については、個々の債務者ごとに未収となった理由を調査している。その理由としては、経済的困窮や学業の不振等が挙げられる。なお、これらは、通学が困難な状況の下で退学手続がなされていなかったこと等により授業料債権が発生したものである。

通学しながらも授業料を納付しない等の悪質な事例はなく、総じて、回収は困難な状況である。

(3) 監査の結果と意見

① 不納欠損処理の実施(結果)

大学の授業料は公法上の債権として考えられ、時効の完成は私債権のように時効の援用を要しない。しかし、過年度に時効が完成している債権につき、不納欠損処理がなされない状態が続いている。不納欠損処理は、時効が完成した時期に適時に実施しなければならないものであり、回収できないものについて繰越調定することは好ましい処理ではないので、早急に不納欠損処理を実施すべきである。なお、県は時効が完成した債権については平成 21 年度に不納欠損処理を予定している。

② 回収計画の策定(意見)

県立大学授業料債権の徴収に関し、分割納付で返済を実行している対象者について、県は具体的な回収計画等を設定していない。回収計画が設定されていないということは債権金額全額がいつまでに回収されるかは不明な状況にあることを意味する。時効が完成していない対象者については個別に債権回収のスケジュールを設定し、早期回収を図るべきである。

14. 県立学校授業料

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

県立学校授業料等条例(昭和 38 年条例第 16 号)

県立学校授業料等条例施行規則(昭和 38 年規則第 23 号)

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和 32 年教育委員会規則第 3 号)

② 制度の目的

高等学校の施設・設備を使う対価としての使用料であると同時に、授業という役務を受ける対価としての受益者負担の性格を有する使用料である。

③ 制度の概要

県立高等学校の生徒または保証人である保護者は、定められた日までに毎月の授業料を口座振替等により納付(前納も可能)しなければならない。授業料の月額は全日制で 9,900 円(1～3 年生)、定時制で 2,700 円(1～3 年生)または 2,600 円(4 年生)である。なお、留学または休学の期間が月の 1 日から末日までの全日数にわたる場合は、その月分の授業料は徴収しない。

経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められる者に対しては、県は授業料を減免(全額免除または半額免除)することができる。

④ 債務者

高等学校に在学する生徒(または保証人である保護者)が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

「県立学校授業料等条例」および「県立学校授業料等条例施行規則」により、以下の

いずれかに該当する者は、授業料の減免を受けることができる。

- ・ 生活保護法の規定による被保護者または被保護者と同一世帯に属する者で、かつ、他に授業料を援助する者がいないもの
- ・ 授業料を援助する者が不慮の災害、病気または死亡のため、授業料を納付することが困難なもの
- ・ 上記に準ずる者で、知事が経済的事情により学業の継続が困難と認めたもの

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	3,665,881	6,502	3,602,557	7,707	3,535,419	5,005
滞納繰越分	11,280	6,413	12,916	7,529	15,236	8,322
計	3,677,161	12,916	3,615,473	15,236	3,550,655	13,328

個々の滞納債権については、債権管理簿によって管理されており、適宜、納入通知日、督促状送付日、面談・訪問日等を記載し、納付を促している。

また、滞納債権について、個々の債務者ごとに未収となった理由を調査している。その理由としては、経済的な事情による滞納や支払意思がないこと等が挙げられる。なお、これら滞納債務者(生徒)の中には、授業料が納入されていないことを知らずに通学している事例も存在すると推測される。

過去の納入実績を見ると、滞納債権のうち翌年度に概ね 6 割が回収されているが、滞納繰越分全額の回収は困難な状況である。

(3) 監査の結果と意見

① 免除の適用について(意見)

授業料を滞納している生徒のなかには実質的に授業料免除の要件を満たしていると思われる場合がある。その場合であっても、授業料の免除を受けるためには免除申請が必要である。

必要な書類を準備できずに免除申請を行うことができないような場合、必要書類の揃え方の相談等に応じ、積極的に滞納者の減少に努める必要があると考える。

② 回収計画の策定について(意見)

滞納債権の徴収に関し、納入確約書を提出させ、分割納付を認めている生徒も存在するが、県は納入確約書の提出にあわせ、具体的な返済計画書等の提出については定めていない。

債権の効果的な回収を図るため、債務者の経済状況を考慮し、債権の回収が滞らず、かつ、長期化しないよう、現実的な債権回収スケジュールを設定させるべきである。

③ 出席停止処分の検討について(意見)

「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則」第 48 条において、「校長は、授業料の未納が納期後 1 月以上に及んだ生徒に対して、出席停止を命ずることができる」と規定している。

また、県教育委員会事務局が定める「授業料督促マニュアル」では、納入確約書における納入確約年月日を過ぎた場合には出席停止措置を講ずる旨の記載がある。

しかし、実際は納入確約年月日を過ぎた場合であっても、出席停止措置を執った事例はなく、滞納者を看過している状況にある。受益者負担の原則の観点から、また、未納状況の解消を図るためにも、滞納の理由・授業料総額に対する滞納額の割合等の個々の事情を勘案し、未納者に対する処置として出席停止処分の適用を検討すべきである。

④ 生徒への告知について(意見)

本債権は、生徒が卒業するまでの間、毎月継続的に発生する債権である。債権が発生する期間は3年間程度と比較的短期であり、滞納額は一人あたり最大でも356千円である。そのため、滞納債権については生徒が在学中に解決すべきものであり、生徒が卒業、退学等すると当事者意識が希薄となり債権回収率は大幅に低下する。

よって、債権を確実に回収するため、卒業間際等の適切な時期を見計らい未納であることを納入義務者である生徒に告知し、当該生徒からの卒業後の徴収についても検討すべきである。

15. 放置違反金

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 51 条の 4

② 制度の目的

従来、駐車違反については、運転者が現場にいない違反であることから違反者の特定が難しく、車両の名義人に連絡をとっても責任追及が困難であった。そこで、平成 18 年の道路交通法改正により、違反者が不明の場合には車両の使用者(車検証記載の使用者)に放置違反金の納付を義務付けた。この改正は使用者の責任を明確にすることによって、駐車違反を減少させることを目的とする。

なお、納付された放置違反金については、県の収入として認められることになった。

③ 制度の概要

道路交通法の一部改正により、平成 18 年 6 月から全国一斉に施行された放置駐車違反制度によるもので、違反車両の運転者(違反者)が警察に出頭した場合は反則告知するが、違反者が出頭しない場合は車の使用者が管理責任を問われて、責任追及され、放置違反金の納付を義務づけられることになった。放置違反金は安全運転に必要な運行管理を行うべき立場にある車両の使用者に対して公安委員会により課せられる行政制裁金である。督促を実施しても納付されない場合は、未納債権として道路交通法第 51 条の 4 第 14 項を根拠として地方税の滞納処分の例により徴収することができる。

④ 債務者

放置駐車違反車両の使用者(通常は自動車検査証に記載されている使用者)が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

放置駐車違反車両として確認された後、使用者に対して発出する文書(弁明通知書)を送付した際、弁明書で違反車両が盗難被害にあった場合や急病人を搬送した場合等緊急避難でやむを得ない理由があった場合は認められ、責任追及はされない。

(2) 調定額および未収額の状況

(単位:千円)

	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	調定額	未収額	調定額	未収額	調定額	未収額
現年調定分	14,554	722	26,153	2,052	21,846	1,319
滞納繰越分	-	-	722	186	2,238	702
計	14,554	722	26,875	2,238	24,084	2,021

(3) 放置駐車事務処理状況

放置駐車事務処理状況は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
標章取付	1,431 件	2,095 件	1,791 件
弁明通知	1,284 件	1,992 件	1,619 件
督促	98 件	243 件	165 件
催促	29 件	255 件	365 件

(4) 未納者に対する催促方法

収納手続きに関する具体的な内容は以下のとおりである。

① 電話催促の実施

滞納者本人(場合によっては家族)に電話連絡のうえ、納付請求する。

② 訪問催促の実施

滞納者宅を訪問して、本人(場合によっては家族)に面会をしたうえ、納付請求する。

③ 催促状の発送

督促状の納期経過後、概ね 20 日後に 1 回目の催促状を発送し納付請求する。

2 回目の納期後、概ね 20 日後に最終催促状を発送し納付請求する。

④ 滞納処分の実施

預金口座の差し押さえを実行する。なお、滞納処分が実行不能の場合は、訪問催促および電話催促等を継続して実施して任意での納付を促している。

(5) 監査の結果と意見

① 将来の納付率向上の施策について(意見)

放置違反金の収納率は現年調定分で約 92%、滞納繰越分では約 75%となっている。過年度分については他の債権と比較すると高い収納率となっているが、これは担当者の地道な努力と滞納処分が効果を挙げていると考える。しかし、制度自体が新しく、今後年数を経過するのに伴い滞納件数、金額も増加すると予想されることから、納付率を維持、向上させるため、回収人数を増加させる等の施策の検討が望まれる。

② 滞納処分停止の検討について(意見)

平成 21 年 8 月時点で平成 18 年度発生債権が 3 件、金額にして 5 万円程度未収債権として違反金が支払われておらず、収入未済の状況にある。これは、放置違反車両の所有者が死亡したことや、転居などにより居場所が判明しないことを理由としているものである。このような債権は、事実上徴収することは困難と考えられるが、「地方税法第 15 条の 7」においても要件を充たせば滞納処分の停止は認められている。

したがって、事実上回収が不能と思われる債権については、滞納処分の停止についても検討する必要がある。

16. 県立病院診療費

(1) 債権の概要

① 根拠法令等

岩手県立病院等利用料条例(昭和 25 年条例第 55 号)

医療局財務規程(昭和 55 年医療局管理規程第 6 号)

② 制度の目的

制度の目的は、県民の医療を確保することで公共の福祉を増進することである。

③ 制度の概要

健康保険法等に基づき、県立病院が患者に対して行う診療行為に対する対価が診療報酬等であり、患者に対する県の債権である。公立病院において行われる診療に関する法律関係は本質上私法関係であり、診療に関する債権は民法が適用される(最高裁判所第 2 小法廷平成 17 年 11 月 21 日判決)。

医療機関を受診した際に発生する医療費は保険者負担分と個人負担分に分けられるが、保険者分については毎月診療報酬として請求し支払われている。個人分については受診後に医療機関窓口で支払いを受けることとなるが、窓口で支払われず滞納された債権を個人未収金とし、年度別に管理している。

④ 債務者

岩手県立病院に入院または外来にて診察を受けた者で医療費を滞納する者が該当する。

⑤ 返済猶予・免除等の要件

財務規程第 44 条および医事業務基準第 10 章第 3 節 9 に基づく履行延期の特約に

定められている。履行延期申請書の提出により分割納入計画、支払期限の延長を承認している。

(2) 過年度個人未収金の状況

各病院の過去5年間の残高推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

区分	平成 16年度 (A)	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (B)	増減 (B-A)	比率 (B/A) (%)
01 中央	48,597	61,411	73,257	90,872	95,521	46,924	196.6
02 大船渡	37,958	41,634	43,159	44,848	46,664	8,706	122.9
03 釜石	27,238	30,043	39,547	44,216	53,438	26,200	196.2
04 花巻厚生	6,164	8,236	9,061	9,644	10,508	4,344	170.5
05 宮古	45,520	49,152	55,701	59,662	61,837	16,317	135.8
06 胆沢	35,678	38,778	41,749	42,536	43,637	7,959	122.3
07 磐井	33,273	37,907	44,295	49,339	57,643	24,370	173.2
08 遠野	7,751	9,805	13,119	13,307	12,218	4,467	157.6
09 高田	2,136	1,767	1,668	1,414	1,478	▲658	69.2
10 久慈	27,736	34,077	39,174	43,020	48,079	20,343	173.3
11 江刺	4,382	4,240	4,070	3,921	3,870	▲512	88.3
12 千厩	14,784	12,201	10,842	9,780	9,306	▲5,478	63.0
13 北上	26,784	26,903	30,388	33,289	35,647	8,863	133.1
14 二戸	25,540	26,515	25,714	27,557	29,735	4,195	116.4
15 一戸	20,222	25,159	29,652	35,951	36,177	15,955	178.9
16 大槌	6,967	7,288	8,528	8,043	9,071	2,104	130.2

17	山田	2,981	4,107	4,048	4,505	4,128	1,147	138.5
18	沼宮内	302	168	131	151	201	▲101	66.5
19	軽米	1,142	1,028	1,007	1,305	474	▲668	41.5
20	大東	1,797	1,245	1,242	973	952	▲845	53.0
21	花泉	914	1,101	1,595	1,572	1,511	597	165.3
22	東和	457	557	354	137	264	▲193	57.7
23	大迫	32	14	0	0	0	▲32	0.0
24	住田	424	317	302	211	342	▲82	80.7
25	九戸	338	64	123	117	87	▲251	25.8
26	紫波	538	607	1,062	1,537	575	37	106.9
28	南光	24,537	30,009	26,484	24,202	24,555	18	100.1
合計		404,206	454,347	506,285	552,120	587,933	183,727	145.5

過年度個人未収金は上表に記載のとおり、平成 16 年度を 100%とすると、平成 20 年度は 145.5%と増加している。未収金の額が増加した理由としては、各病院の患者数が増加したというよりは経済的不況により医療費を支払えない患者数が増えたことによるものである。未収金の額が 50 百万円を超過するような大型病院においては未収金が増大しており、債権の回収が喫緊の課題となっている。

(3) 調定額

年度別の調定額は以下のとおりである。ここでの調定額は入院収益および外来収益を意味し、平成 16 年度は 770 億 84 百万円であったが、平成 20 年度は 734 億 6 百万円と調定額は減少している。

(単位:千円)

年度	入院収益	外来収益	計
平成 16 年度	52,197,063	24,887,476	77,084,540

平成 17 年度	53,831,212	24,790,545	78,621,757
平成 18 年度	51,632,232	23,467,947	75,100,179
平成 19 年度	51,227,726	22,699,434	73,927,161
平成 20 年度	51,419,888	21,987,063	73,406,951

(4) 債権管理と未収金の状況

① 事務局の債権管理体制

県立病院では未収金について病院全体で取り組むべきものとしており、往査した病院においては、債権の管理・回収を主に医事経営課が担当している。もともと、未収金のある患者が来院した際には随時請求を行う。

② 未収患者に対する対応

当日に支払不能の患者に対しては、支払日や支払方法を確認し、未収金督促状況記録書にその旨を記載する。また、未収患者発生防止の観点から、原則として薬引換券は会計終了後に領収証と一緒に交付する体制としている。

未収患者に対する翌日以降の対応としては、担当科の前日未収患者の原符を確認し、当該患者に電話連絡して支払日、支払方法を確認し、当該患者の記録書にその旨を記載する。診察後概ね1週間を経過しても電話連絡が不能な場合は、支払お知らせを郵送する。それでもなお支払いのない場合は、担当者は訪問回収を行う。多額の未収患者で一時に支払うことができない場合は、履行延期申請書の記載提出を求める。

③ 診療科別残高

未収金金額が一番多額である中央病院の診療科別残高は以下のとおりである。

(単位:千円)

診療科	入院	外来	合計	患者数
内科	10,990	3,778	14,769	121 人
精神科	14	96	111	8 人
神経内科	2,975	223	3,199	67 人
呼吸器科	5,024	240	5,264	65 人
消化器科	6,933	865	7,798	149 人
循環器科	11,346	278	11,624	69 人
小児科	2,504	508	3,012	135 人
外科	4,444	637	5,082	55 人
心臓血管外科	3,024	35	3,060	15 人
整形外科	2,692	361	3,054	72 人
脳神経外科	4,431	476	4,908	77 人
呼吸器外科	1,140	4	1,145	9 人
小児外科	757	4	762	10 人
皮膚科	1,912	130	2,042	49 人
泌尿器科	2,498	565	3,064	44 人
産婦人科	19,520	411	19,932	156 人
眼科	2,195	157	2,353	29 人
耳鼻いんこう科	657	126	783	49 人
放射線科	934	873	1,807	108 人
麻酔科	168	23	191	7 人
歯科	292	1,259	1,551	17 人
合計	84,461	11,060	95,521	1,311 人

診療科別で未収金金額が多額な診療科は、産婦人科次いで内科、循環器科となっている。

(5) 監査の結果と意見

① 督促状の発行について(結果)

「医事業務基準」第10章 第3節 未収金の管理では、「督促状は、納期限の延長等の特約を実施していない限り、未収金調定月の翌々月に納入されない未収金について必ず発行しなければならない」とされている。現状各病院で実施している督促状の送付は、納期限の特約を実施しているもの、現在相談中や入金予定日が近いもの等以外に対して行われており、医療業務基準に沿っていないと考えられる。しかし、それら全ての滞納者に対して督促状を送付するのは現実的な対応とは言えない。よって、支払いが分割払い等により長期にわたると想定される対象者について、状況に応じて督促状を送付すべきである。

② 履行延期申請書の不備について(結果)

「医事業務基準」第10章第3節9「履行延期の特約」(1)では、債務者が無資力またはこれに近い状態にあるとき等には、未収金の納入を延期する特約をし、または当該未収金を分割して納入させることができる旨が規定されている。この場合、債務者に履行延期申請書を提出させ、その内容を審査し、適当であると認めた場合に上述の特約を行うこととなる。

しかし、往査した病院において、履行延期がなされた未収金に係る履行延期申請書の綴りを閲覧したところ「履行を延長しなければならない理由」が未記載となっている申請書が発見された。同基準においては、債務者の状態等を審査し、その状況について適当である場合について、履行延期の特約を結ぶことができるとされている。したがって、「理由」が記載されていない申請書ではその審査を行うことはできないものと考えられるため、当該申請書に係る未収金について履行延期の特約を締結したことは「医事業務基準」に則しているとはいえない。

適切な審査の観点だけでなく、債務者の状況を適切に把握し、その返済計画により継続的に管理するためにも申請書の内容は重要であるため、履行延期申請書の不備を看

過せず基準を遵守することが必要である。

③ 高額債権の管理について(意見)

往査した病院において 50 万円以上の滞納者リストに関する催告等の状況表を閲覧した。概ね業務マニュアル等に従って適正に回収作業を実行していたが、一部の高額滞納者に対して、住所等が判明しないとの理由で 4 年近くも放置されている事例も発見された。

高額滞納者については債権としての重要性も高いため、年に 1 度は文書や電話等で滞納者の現状把握に努めるべきである。

④ 産婦人科の債権について(意見)

上記の診療科別残高 95,521 千円のうち、産婦人科が 19,932 千円と診療科別残高としては最大の金額となっている。産婦人科の未収金が多額に発生するのは出産費用が高額になるためであり、中央病院だけではなく他の病院でも同様の傾向である。

県立病院での出産費用は平均で 40 万円程度であるが、出産の際には国から出産育児一時金として 38 万円が支給されるため(平成 21 年 10 月から 42 万円に変更)、医療費は支給金額でほぼ賄える。しかし、出産育児一時金を本人の手を介さず病院に直接納付してもらうためには本人の承諾が必要となることから、承諾をとれない利用者が多数いた場合には、産婦人科に未収金が多く発生すると考えられる。出産で入院する債務者については極力出産育児一時金を該当病院に直接納付させるような方策を採る必要があり、本人の承諾を得られない場合には、事前に支払い方法を確認する等、確実に回収を図るための施策を考える必要がある。

なお、平成 21 年 10 月からの出産育児一時金等の直接支払制度の開始に伴い、現在では原則として病院に直接納付されるよう対応している。また、入院時等に当該制度の説明を必ず実施する必要があることから、当該制度を利用しない患者に対してはその場で支払いに関する確認がなされる体制となっている。

⑤ 不納欠損処理の実施時期について(意見)

往査した病院において平成 21 年度の償却予定者一覧を通査したところ、件数にして 4 件、金額にして 890 千円の償却予定債権が確認された。当該 4 件の償却理由は、相続放棄や自己破産であり、現実には回収が不可能であるため、それらの債権を不納欠損処理することは妥当である。しかし、償却事由の発生した年度が平成 19 年度という事象も含まれていた。償却事由と償却年度のズレの理由は、法令上必要な手続および処理を行わなければならないため等の不可避的な事由であるが、不納欠損処理をしなければならない債権を調定することは県の財政を歪めることになるため、償却事由が生じたときにはできる限り早急に手続を行い不納欠損処理することが求められる。

⑥ 債権管理簿のデータ化について(意見)

債権管理簿は「医療局財務規程」第 38 条において、3 ヶ月以上滞納している債務者につき作成が義務づけられている。管理簿は各債務者の個人情報と弁済金額、催告等の状況について記載されるものであり、現在は手書きの台帳を使用している。

債権管理簿は、通常、各病院の医事経営課にて管理されており、日々の業務中、頻繁に事務処理で使用される。そのため、帳簿の保存が良好とはいえない状況にある。

手書きの台帳による現在の管理方法では、各個人別の管理は行えたとしても病院全体での債権管理は難しいと考えられる。また、県全体で滞留傾向を把握し、今後の対策立案に資する情報を入手するには不十分であるとする。県においてもデータベース化の必要性は認識しており、順次移行を進めている。今後ともデータベースへの移行を進め、適切な管理を行うことが望まれる。

⑦ 法的措置の検討(意見)

「医事業務基準」第 10 章第 3 節 3「強制執行」では、「未収金の催促をし、かつ、訪問回収等を行ってもなお納入されない場合で、債務者が故意に納入を遅延していると認められるときは、医療局長の承認を経て次に掲げる措置をすることができる」と規定されており、

具体的に強制執行や訴訟の手続きが記載されている。しかしながら、法的措置の手続きをとった事例は少数であり、しかもその手続き後分割納入が開始されており、処分確定まで至った事例はない。少数に留まっている理由としては、対象者として想定される「資力があるにもかかわらず故意に納入しない者」に対する納付能力(収入等)の調査が困難であること等が考えられる。調査が困難とはいえ債権の回収を図る必要性はあるため、必要に応じて法的措置を実施していくことが望まれる。

⑧ 未収金額増加の抑制について(意見)

(2)で記載したとおり、収入未済の金額は平成16年度においては約4億円であったが、近年増加の傾向にあり、平成20年度には約6億円に増加している。回収に携わる人員は限られているため、各病院でどのような回収方法が効果的・効率的であるのかを検討し、検討結果を医療局本庁が取りまとめ、各病院に情報を提供する等、中心的な役割を担い、病院と連携することによって未収債権の増加を防ぐ必要がある。

17. 財団法人いわて産業振興センター中心市街地活性化基金貸付金

(1) 事業のスキーム

財団法人いわて産業振興センター中心市街地活性化基金貸付金 17 億円については、県が中心市街地活性化推進事業を実施するにあたり、独立行政法人中小企業基盤整備機構からの無利子融資 12 億 50 百万円と、県の資金 4 億 50 百万円を原資として、財団法人いわて産業振興センターに基金を造成し、同センターはその運用益を基に、商工会、商工会議所等が行う中心市街地活性化に資する事業に助成するものである。

県の財産に関する調書において債権に 17 億円計上しているが、同時に同機構に対する債務 12 億 50 百万円を有している。

なお、同財団が中心市街地活性化推進事業を実施するにあたり、県は、別途補助金を拠出している。

(2) 貸付金に基づく基金の状況

(単位:千円)

償還期日	基金残高	財源内訳		運用状況		
		機構	県	公債名	利率	年間運用益
平成 21 年 8 月 19 日	180,000	180,000		第 10 回大阪府公募公債	0.8%	1,440
平成 22 年 1 月 19 日	620,000	620,000		北海道第 31 回 1 号公債	0.6%	3,720
平成 23 年 6 月 26 日	900,000	450,000	450,000	特別大阪府公債	1.4%	12,600
計	1,700,000	1,250,000	450,000			

(3) 中心市街地活性化推進事業実施状況

センターにおける中心市街地活性化推進事業について、上記資金の受け入れのあった平成18年度以降の実施状況は、センターの作成した正味財産増減計算書総括表から見ると以下のとおりである。

(単位:千円)

科目	平成18年度	平成19年度	平成20年度
I 経常増減の部			
1. 経常収益			
(1) 補助金等収入	1,874	548	346
(2) 雑収入(受取利息)	22,760	20,218	17,760
(3) 特定資産評価益(*)	0	19,486	0
経常収益計	24,634	40,253	18,106
1. 経常費用			
事業費	15,531	7,780	5,557
(うち支払助成金)	(14,757)	(7,183)	(5,117)
経常費用計	15,531	7,780	5,557
当期経常増減	9,102	32,472	12,549
II 経常外増減			
1. 経常外収益			
(1) 中心市街地活性化基金引当金戻入益	2,518	2,602	1,035
経常外収益計	2,518	2,602	1,035
1. 経常外費用			
(1) 特定資産評価損(*)	10,144	0	72
(2) 県返済金引当金繰入額	9,018	14,553	12,680
(3) 中心市街地活性化基金引当金繰入	2,602	1,035	904
経常外費用計	21,764	15,589	13,657

当期経常外増減	△19,246	△12,986	△12,621
当期一般正味財産増減	△10,144	19,486	△72
一般正味財産期首残高	0	△10,144	9,342
一般正味財産期末残高	△10,144	9,342	9,270

(*) 特定資産評価損益については、償還期日に解消される。

(4) 監査の結果と意見

① 中心市街地活性化基金の利用の推進について(意見)

上記のとおり、基金の運用収益を財源として、商工会、商工会議所等に対する中心市街地活性化推進事業の助成金を支出する本制度に関して、平成 18 年度以降いずれの年度においても運用益に比較し、助成金支出額等事業費が大きく下回っている状況である。平成 18 年の中心市街地活性化法の改正に伴い、支援対象が限定されたことを踏まえても、本制度をより実効性があるものとするため、積極的な啓発活動を行うことが望まれる。